

令和5年度 神奈川県環境マネジメントシステム

環境関連法令研修(基礎コース)

令和5年12月

株式会社ナレッジグリーン

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 演習問題

研修内容

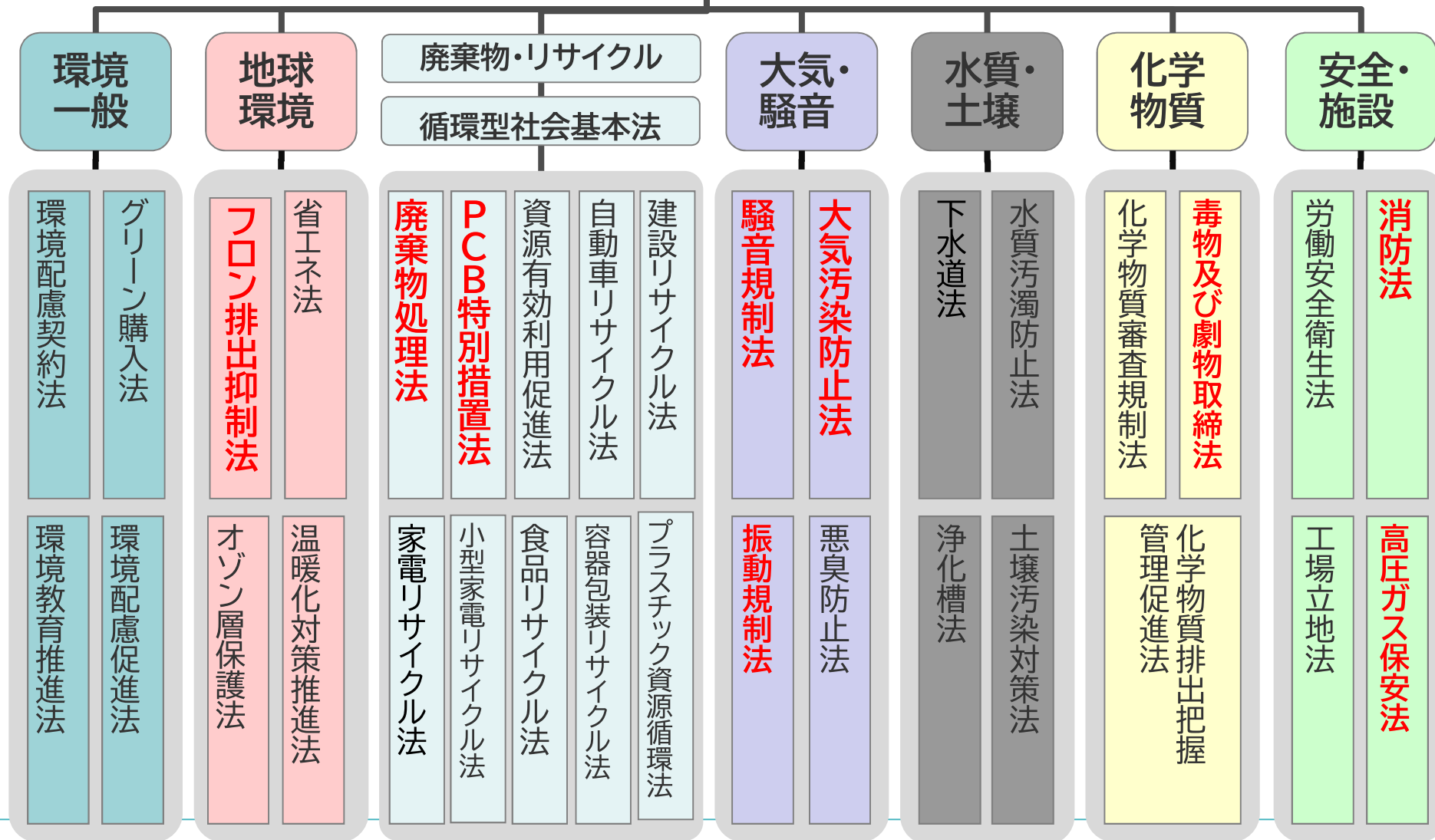
01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 演習問題

環境法令体系と主な関連法令

環境基本法



環境法令遵守の重要性

環境法令違反の検挙数(2017~2021年)

区分 \ 年次	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
総数	<u>5,889</u>	<u>6,308</u>	<u>6,189</u>	<u>6,649</u>	<u>6,627</u>
廃棄物処理法	5,109	5,493	5,375	5,759	5,772
その他	780	813	811	889	855

「令和4年版環境・循環型社会・生物多様性環境白書」を一部編集

環境法令に違反すると…

担当者



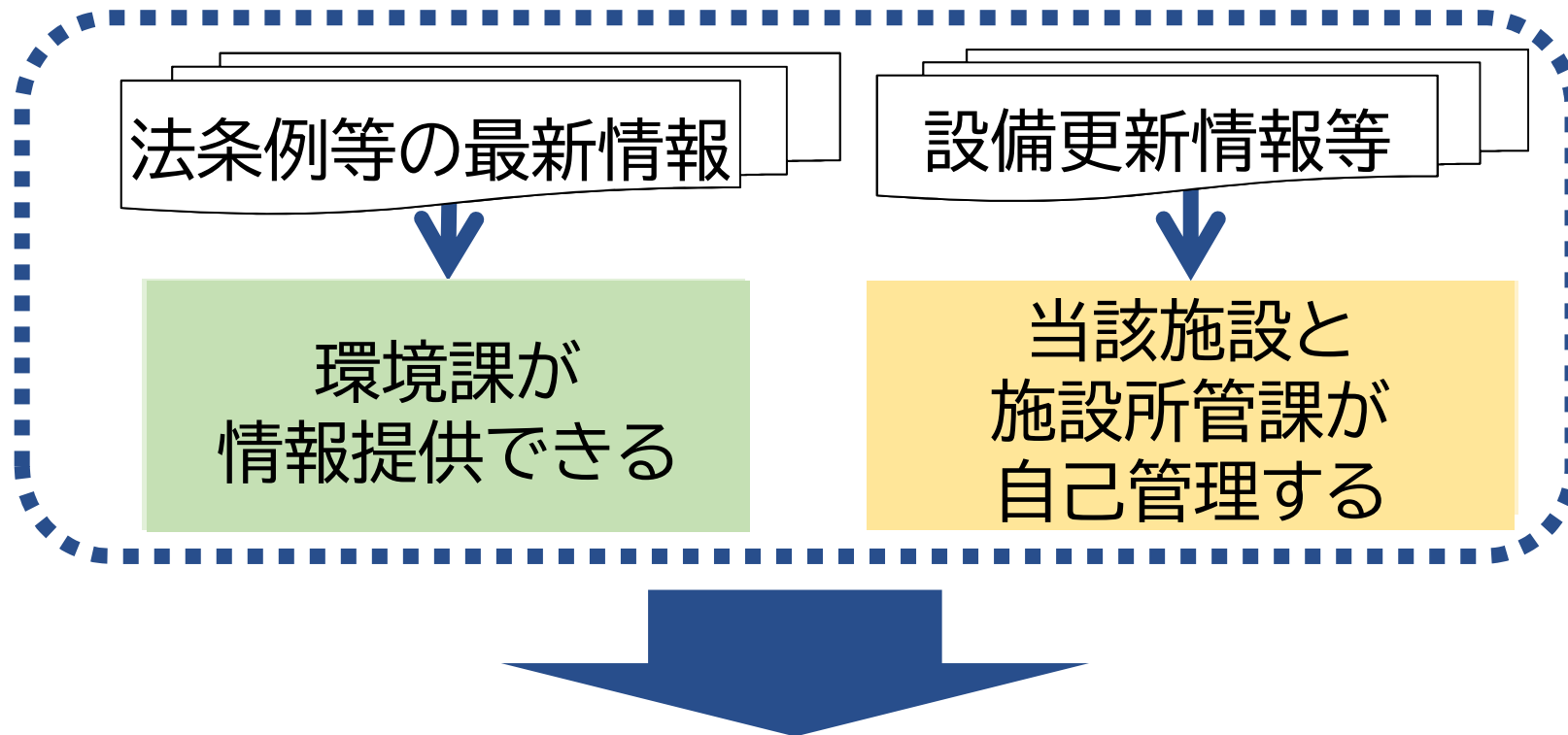
内容によっては**法的処分(罰金、懲役等)**や社内処分が科される

法人



行政処分を受け事業活動に大きな支障が出たり、**社会的信用を大きく失う**ことになる

環境法令・条例等を適切に管理するには



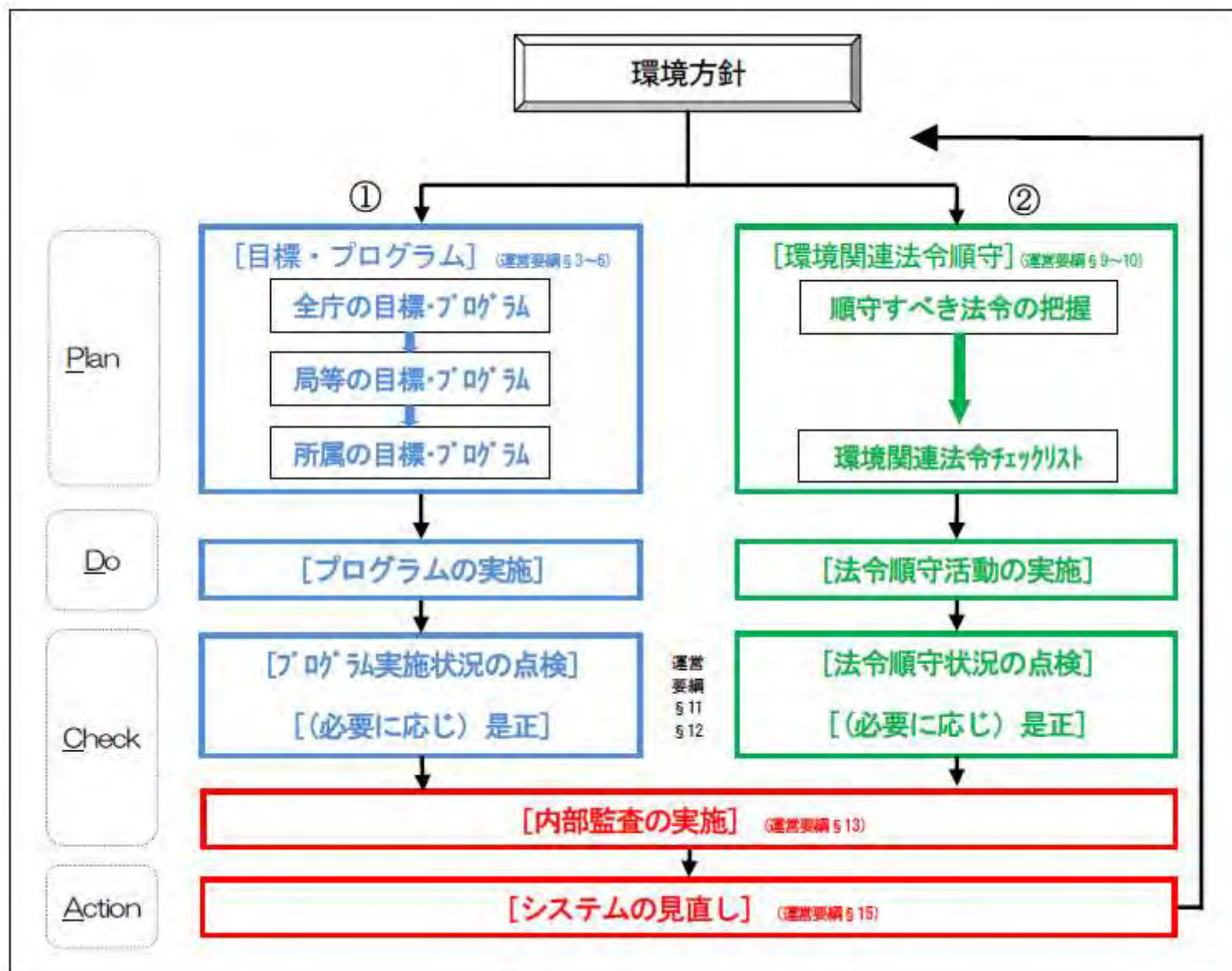
施設等に適用される環境法令等は
当該施設及び施設所管課が
主体的に順守する。

庁舎の主な設備と環境法令

区分	設備及び業務等	該当の有無	環境法令
空調設備	ボイラー等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	大気汚染防止法
	送風機・ 空気圧縮機等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	騒音規制法 振動規制法
	業務用空調機・ 冷蔵機器・冷凍機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	フロン排出抑制法
高圧ガス設備	冷凍設備・ 医療用ガス・ 試験研究設備等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	高圧ガス保安法
保管・貯蔵設備	化学物質(薬品)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	毒物及び劇物取締法
	燃料の保管等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	消防法
			火災予防条例
水質汚濁防止法			
廃棄物関連	廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	廃棄物処理法
	PCB使用機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	PCB特別措置法

環境関連法令実務マニュアル(第1.7版)P3より

環境マネジメントシステムの主なフロー



神奈川県環境マネジメントシステムに係る事務の手引きP5より

環境法令管理の手順(環境関連法令順守「標準的チェックリスト」)

①自組織の業務や施設・設備に適用される環境法令を調査し、該当する環境法令を「環境関連法令順守「標準チェックリスト」」(以下「チェックリスト」)を作成する

②チェックリストに記載した「順守すべき事項」に基づき、順守管理を実施

③順守状況をチェックリストで報告

標準的チェックリスト		令和 年度 環境関連法令チェックリスト		(作成: H28年6月30日) (更新: R5年2月10日)	
		所属名			
		点検日			
		点検者		確認者	
[設備又は業務等]					
業務用空調機・冷蔵機器・冷凍機器	業務用の機器であって、フロン類(★)が充填されている空調機・冷蔵機器・冷凍機器(第一種特定製品)を管理する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)等の以下の条項が適用されます。 ★クロロフルオロカーボン(CFC), ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC), ハイドロフルオロカーボン(HFC)				
[〇〇庁舎の対象設備又は業務・チェックポイントなど]					
[該当条項と順守チェック] (H:法、R:法施行令、K:法施行規則、J:条例、E:その他)					
法令名	条項	順守すべき内容	チェック方法例	点検	確認内容等
フロン排出抑制法	H16 (告示)	■適切な場所への設置・使用環境の確保■ ・損傷や振動を与える機器が周囲にないか ・点検、修理に必要なスペースがあるか ・熱交換器等に汚れの付着がないか、等	<input type="checkbox"/> 左記項目を目視で確認		①順守、②不順守、③該当無、のリストから選択してください
<告示>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	H16 (告示) ※1	■簡易点検の実施(全ての機器)■ ・3ヶ月に1回以上の簡易点検(担当者の目視等) -庫内温度を確認 -異音、外環の損傷、腐食、熱交換器の霜付等 -冷媒のフロン類が漏れしている徴候を確認	<input type="checkbox"/> 3ヶ月に1回以上点検を行ったか(記録を確認) <input type="checkbox"/> 異常があった場合、専門点検や修理を実施したか		
※1 平成27年4月から義務化されました。	H16 (告示) ※1	■定期点検の実施(一定規模以上の機器)■ ・資格を有する者による定期点検 - 7.5以上50kW未満の空調機: 3年に1回以上 - 50kW以上の空調機: 1年に1回以上 - 7.5kW以上の冷凍冷蔵機器: 1年に1回以上	<input type="checkbox"/> 定められた頻度で有資格者による点検を行ったか(記録を確認) <input type="checkbox"/> 異常があった場合、修理を実施したか		順守状況を確認した文書や、取組を実施した年月日などを記載してください
	H16 (告示)	■漏えい発見時の措置■ ・速やかに漏えい箇所を修理する ・速やかに故障箇所を修理する ・修理までは再充填を行わない	<input type="checkbox"/> 漏えい等を発見した場合に速やかに漏えい箇所を特定し、修理等を実施したか(記録を確認)		
※2 改正法(R2年4月1日施行)により、廃棄後の保存が義務化されました。	H16 (告示) ※2	■点検・修理・充填・回収の記録■ ・点検・修理・充填・回収の記録を作成 ・記録は機器の廃棄後3年間保存する	<input type="checkbox"/> 点検・修理等を記録したか <input type="checkbox"/> 記録は廃棄時まで保存されているか		
	H19 K2~3	■漏えい量の報告■ ・算定漏えい量(★)が年間で1,000t-CO2以上の管理者は毎年度所管大臣に報告 ★充填証明書、回収証明書を用いて算定する(ただし、設置時の充填量は除く)	<input type="checkbox"/> 回収・充填時に回収・充填証明書の交付を受けたか <input type="checkbox"/> 年間算定漏えい量を報告したか		

標準的な環境法令

法令	所管課
水質汚濁防止法	環境課
下水道法	下水道課
浄化槽法	生活衛生課
消防法	消防保安課
高圧ガス保安法	消防保安課
毒物及び劇物取締法	薬務課
騒音規制法	環境課
振動規制法	環境課
大気汚染防止法	環境課
ダイオキシン類対策特別措置法	環境課
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	環境課
特定家庭用機器再商品化法	資源循環推進課
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	資源循環推進課
PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	資源循環推進課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	資源循環推進課
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	資源循環推進課
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	環境課
土壌汚染対策法	環境課

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 環境法令等調査兼報告書作成のポイント

ばい煙発生施設(該当法令:大気汚染防止法)

大気汚染防止法で定める「ばい煙発生施設」に該当する施設が適用を受けます。

▶ ばい煙発生施設(抜粋)

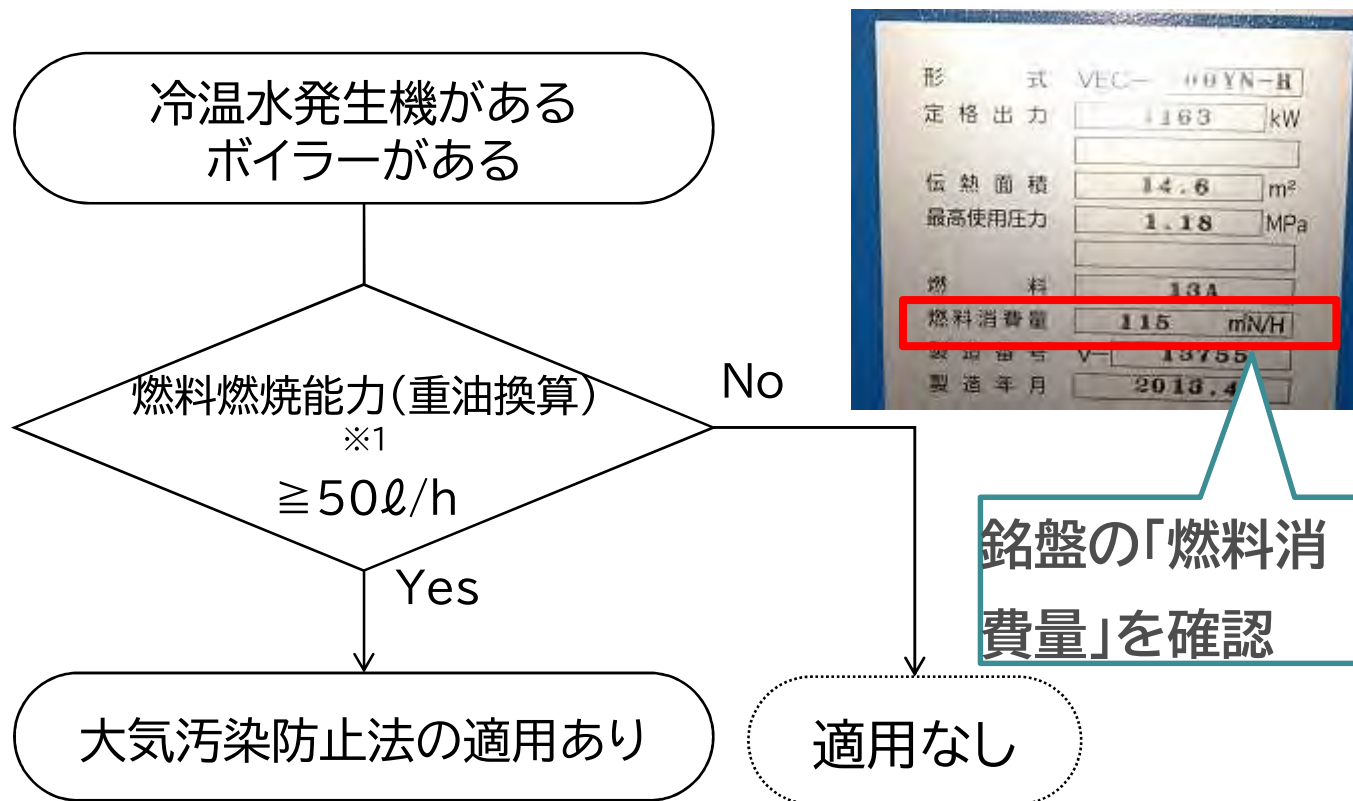
施設の種類	規制対象規模
ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料燃焼能力(重油換算)が 50ℓ/h以上



ボイラー(例)



冷温水発生機(例)



※神奈川県生活環境確保条例の適用もあります
横浜・川崎は各市条例が別途適用されます。

※1:燃料の燃焼能力の重油換算方法は以下のとおりです。

■ 液体燃料の場合(例:重油)

$$\text{重油換算量}(\ell/h) = \text{液体燃料の燃料消費量}(\ell/h)$$

■ 気体燃料の場合(例:都市ガス)

$$\text{重油換算量}(\ell/h) = \text{気体燃料の燃料消費量}(\text{m}^3/h) \times 0.625$$

▶ ばい煙発生施設の設置・変更・廃止時の届出(県及び政令市宛)

- ① ばい煙発生施設を設置する場合…設置届(工事開始日の60日前まで)
- ② 設置届の内容に変更がある場合…変更届(施設の変更は工事開始日の60日前まで、代表者名等の変更はその日から30日以内)
- ③ ばい煙発生施設を廃止する場合…廃止届(廃止日から30日以内)

▶ ばい煙測定及び記録の保管

- ・ボイラーから排出されるばい煙を定期的に測定する。
- ・測定結果は3年間保管する。

測定物質	条件		測定頻度(回数)
硫黄酸化物	硫黄酸化物排出量 10m ³ N/h以上		2ヶ月に1回以上
ばいじん	ガスを燃焼させる場合		5年に1回以上
	上記以外	排出ガス量:4万m ³ N/h以上	2ヶ月に1回以上
		排出ガス量:4万m ³ N/h未満	年2回以上
窒素酸化物	排出ガス量:4万m ³ N/h以上		2ヶ月に1回以上
	排出ガス量:4万m ³ N/h未満		年2回以上

※横浜・川崎は各市条例が、他の地域は県条例が別途適用されます。

(1)ばいじん

施設の種類	規模	排出基準(g/m ³ N)	
	排出ガス量 (万m ³ N/h)	S57.5.3 1以前 に着工し た施設	S57.6.1 以降 に着工し た施設
液体専焼 (重油、灯油等)	4~20	0.18	0.15
	1~4	0.25	
	1未満	0.30	
ガス専焼	4以上	0.05	
	4未満	0.10	

※小型ボイラー(伝熱面積が10平方メートル未満のボイラー)は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。**横浜・川崎・横須賀の地域は特別基準が適用されます。**

(2)窒素酸化物

燃焼形式	規模	排出基準値 (ppm)						S6 2.4 .1 以降に 設置
	排出 ガス量 (万m ³ N/h)	S48.8. 9 以前に 設置	S48.8.1 0 ~ S50.12. 9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S52.9.9	S52.9.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31	
液体専焼	4~50	190	180	150				
	1~4	230		150				
	1未満	250			180			
ガス専焼	4~10	130			100			
	1~4	150		130				
	1未満	150						

※伝熱面積が10平方メートル未満の場合は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。

送風機・空調機・冷却塔(該当法令:騒音・振動規制法)

指定地域内で特定施設を設置している事業場が適用を受けます。

▶ 指定地域

県知事の指定地域

葉山町、寒川町

各市長の指定地域

全ての市(19市)

※各市の指定地域については、市の一部の区域のみを指定地域としている市もあります。各市の指定地域は、各市に確認してください。



送風機(例)



冷却塔(例)

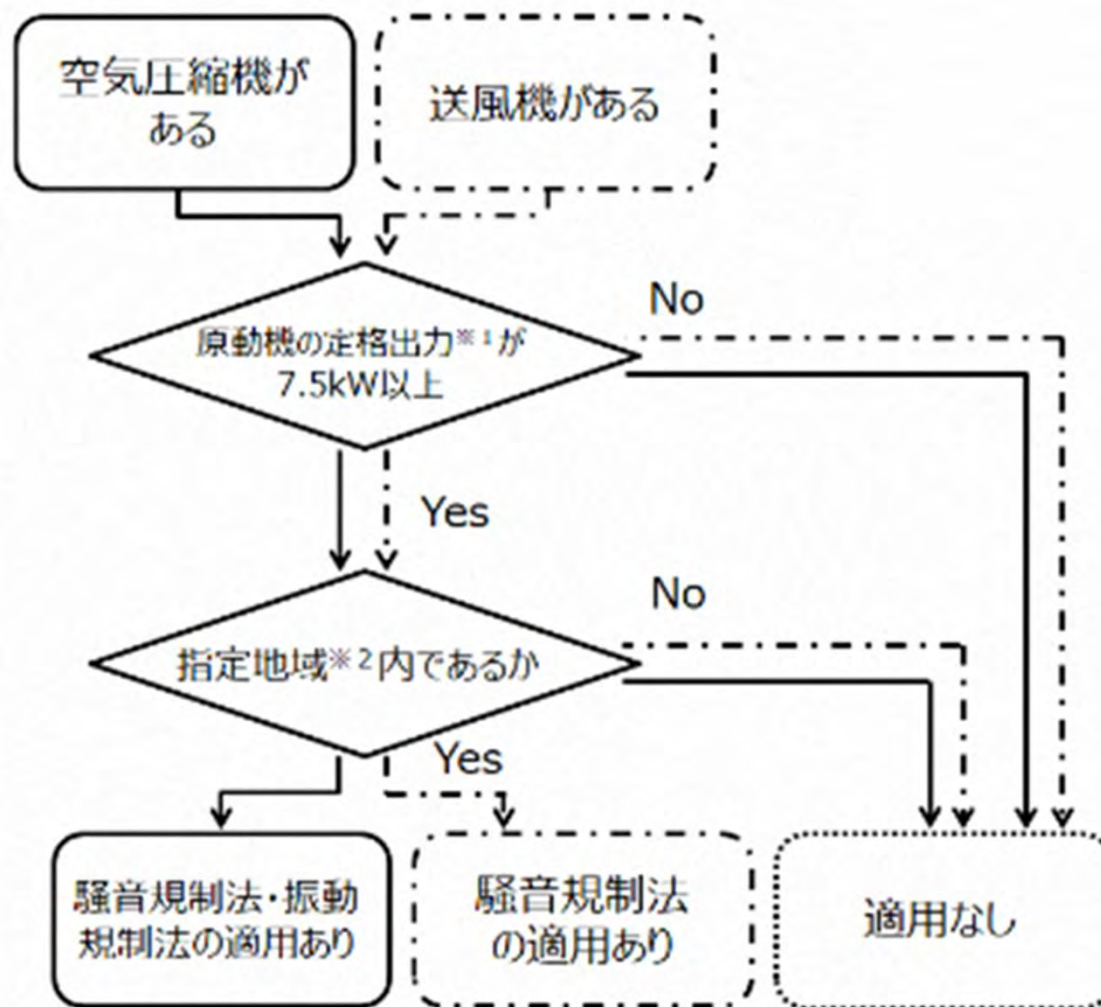
▶ 特定施設(全11分類中、抜粋)

施設の種類	規制対象規模
空気圧縮機、送風機	原動機の定格出力※が7.5kW以上

※指定された条件下で安全に達成できる最大出力

一定の限度を超える大きさを発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く(令和4年12月1日より)

適用判断フローチャート



銘盤の「定格出力」を確認

▶ 特定施設の設置・変更・廃止時の届出 (市長宛て)

- ① 特定施設を設置する場合…設置届(工事開始日の30日前まで)
- ② 設置届の内容に変更がある場合…変更届(特定施設の変更は工事開始日の30日前まで、代表者名等の変更はその日から30日以内)
- ③ 特定施設を廃止する場合…廃止届(廃止日から30日以内)

▶ 規制基準の順守

特定施設を設置する事業場の敷地境界において、規制基準を順守する。

	時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分		(8時～18時)	(6時～8時、 18時～23時)	(23時～6時)
第1種・第2種低層住居専 用地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域 田園住居地域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種・第2種住居地域 準住居地域		55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域		70デシベル	65デシベル	55デシベル
その他の地域		55デシベル	50デシベル	45デシベル

※工業専用地域は指定地域に含まれていませんので、規制基準は適用されません。

	時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
区域の区分			
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 田園住居地域		60デシベル	55デシベル
第1種・第2種住居地域 準住居地域		65デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65デシベル	60デシベル
工業地域		70デシベル	60デシベル
その他の地域		65デシベル	55デシベル

※工業専用地域は指定地域に含まれていませんので、規制基準は適用されません。
 ※各市の規制基準については、これと同様のケースが多いですが、各市に確認してください。

【参考】用途地域

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。
小中学校などのほか、150m²までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。
病院、大学、500m²までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。
病院、大学などのほか、1,500m²までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。
3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。
店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。
住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。
住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。
危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。
住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。
どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

出典：国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/ccommon/000234474.pdf>



全国環境研協議会 騒音調査小委員会

業務用空調機・冷蔵冷凍機器(該当法令:フロン類の 用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(フロン排出抑制法)

地球環境に悪影響となる **フロン類** を
大気中に漏えいすることを防ぐための法律
→機器を捨てる際に適切にフロンを回収しないと
罰則が科せられます！

※行政指導を経ることなく即座に刑事罰の適用対象

規制が強化
されています！

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



〔出典〕フロン排出抑制法リーフレット(環境省)

冷媒に**フロン類**が使用されている以下の機器

①業務用の空調機器

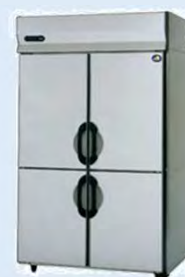


室内機



室外機

②業務用の冷蔵機器、冷凍機器



冷蔵庫



冷水器

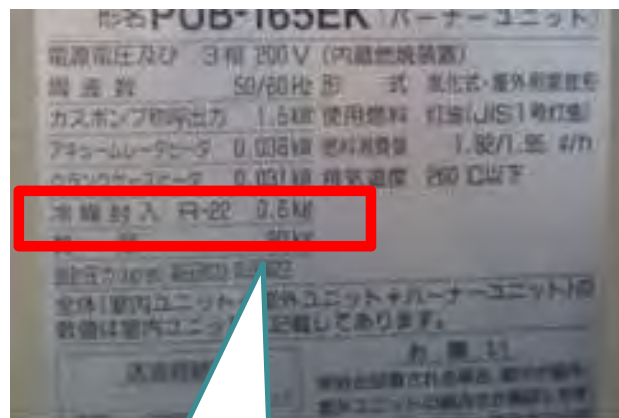
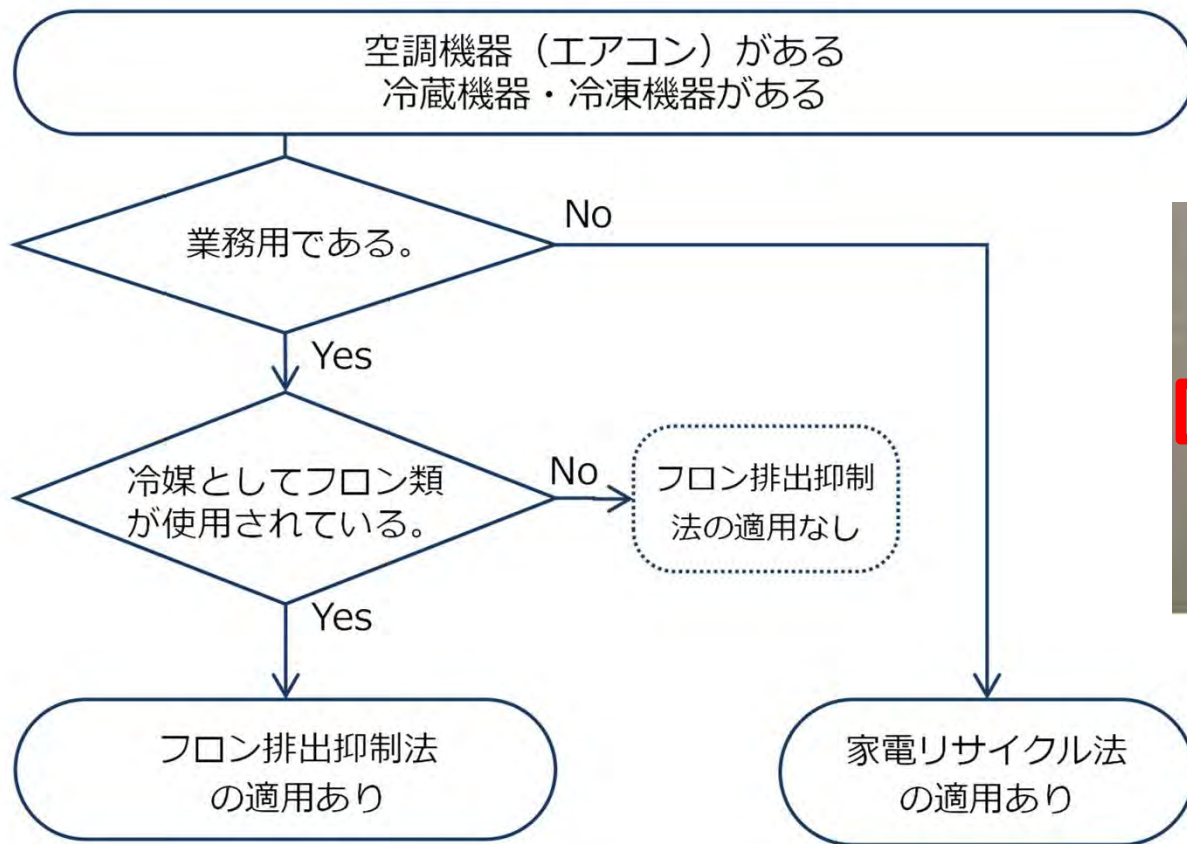
▶法の対象となるフロン類

- ① クロロフルオロカーボン(CFC:R11、R12、R502 等)
- ② ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC:R22、R123 等)
- ③ ハイドロフルオロカーボン(HFC:R134a、R404A、R407C、R410A 等)

▶業務用とは

専ら業務用として製造・販売されているもの。

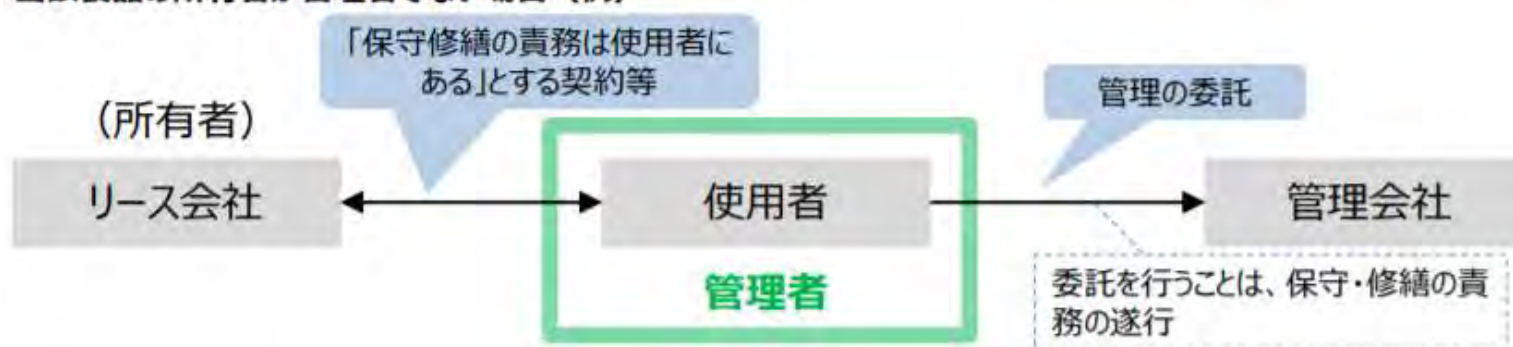
家庭用機器を業務用として使用している場合はこれに該当しない。



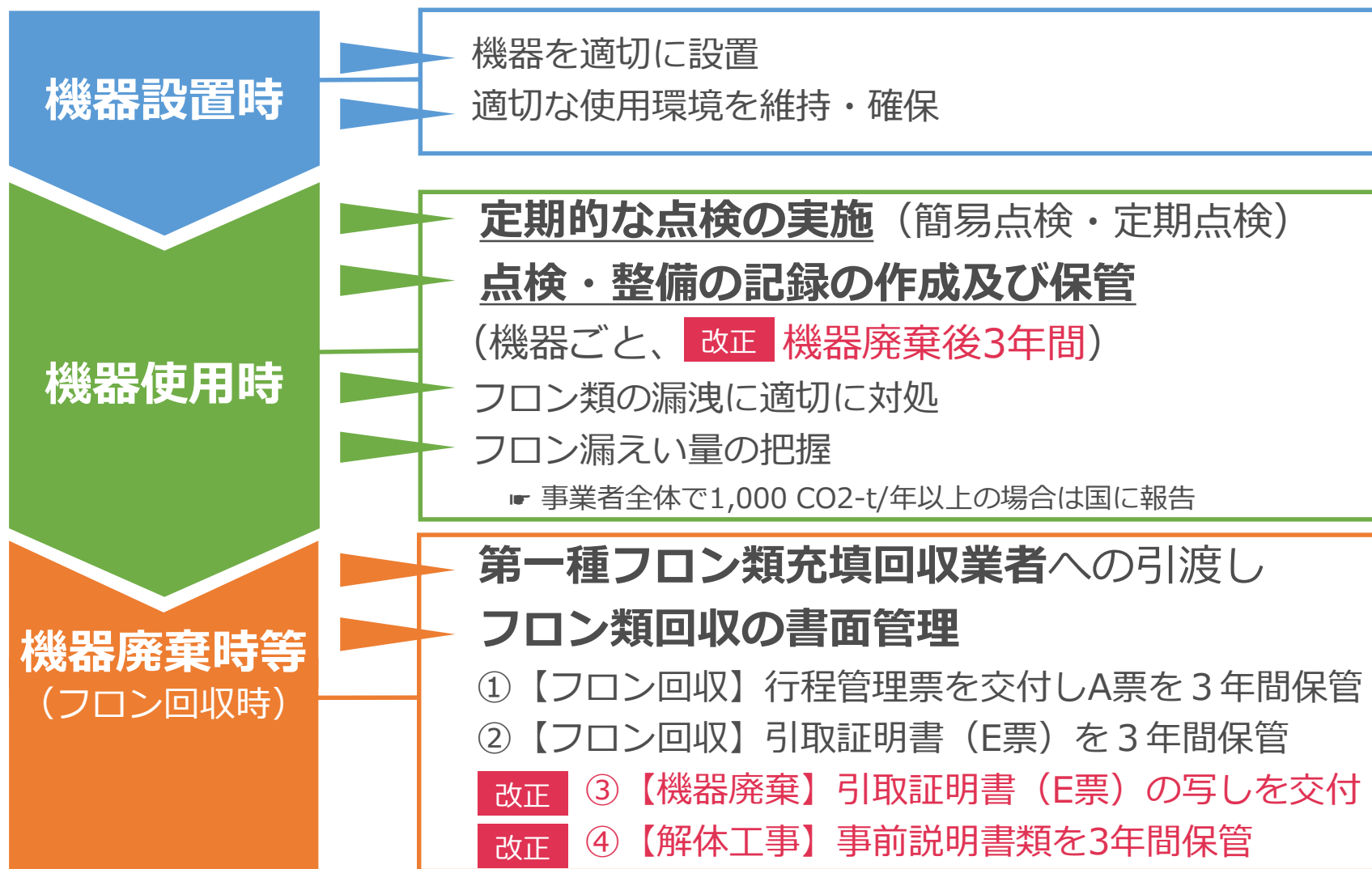
銘盤の「冷媒」を
確認

- ① 原則として、**当該製品の所有者が管理者**
- ② 例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その者が管理者
- ③ 保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、委託元である所有者等が管理者

当該製品の所有者が管理者でない場合（例）



出典：改正フロン排出抑制法に関する説明会資料（令和元年度版）
（環境省・経済産業省）



フロン類の漏えいを早期に発見することができるように、以下の点検が義務付けられています。

点検の種類		製品区分	規模	点検方法	頻度	実施者
簡易点検		冷凍冷蔵機器 エアコン	全て	製品外観の目視確認など	3カ月に1回以上	制限なし
(上乗せ)	定期点検	冷凍冷蔵機器	7.5kW以上	専門家による冷媒漏えい検査	1年に一回以上	専門知識を有する者
		エアコン	50kW以上		1年に一回以上	
			7.5kW～50kW未満		3年に一回以上	

ここが7.5KW未満か
以上か確認！

型式 RAS-AP224DS6

空冷ヒートポンプ	電源	3~(三相) 200 V 50/60 Hz	設計圧力	高压側	4.15 MPa	低压側	2.21 MPa
	電動機出力	圧縮機用 4.8 kW	気密圧力	4.15 MPa	2.21 MPa		
		送風機用 0.33 kW	冷媒	R410A			5.4 kg
	風量	155 m ³ /min	製品質量				210 kg
	機外静圧	Pa	IPコード	IPX4			
	始動電流	15 A	製造番号	UAY24796			
	定格消費電力	電動機 kW	製造年月	2015-06			
		電熱装置 0.0408X2 kW					

下表の性能はJIS B 8616の条件にて測定した場合を示します。
(条件が異なる室内ユニットの場合は条件を室内ユニットに表示)

- すべての第一種特定製品に実施
- 目視確認が中心



出典：改正フロン排出抑制法に関する説明会資料（令和元年度版）
（環境省・経済産業省）

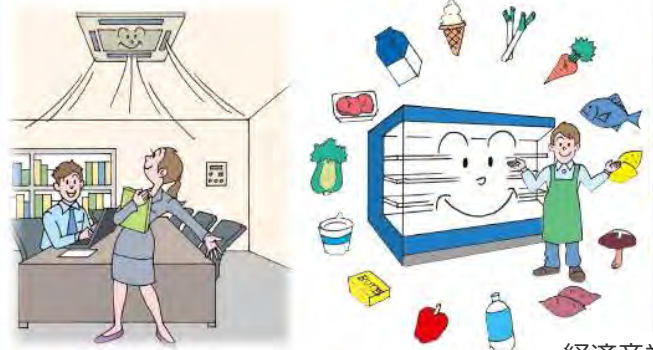
業務用冷凍空調機器ユーザーによる

簡易点検の手引き

フロン排出抑制法対応（フロン類の漏えい点検）

業務用エアコン編
(p1 ~ p13)

**冷凍冷蔵ショーケース
業務用冷凍冷蔵庫編**
(p14 ~ p37)



経済産業省HP
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/kannitennkenpanfuretto.pdf

【動画】簡易点検の実施方法（8分30秒）

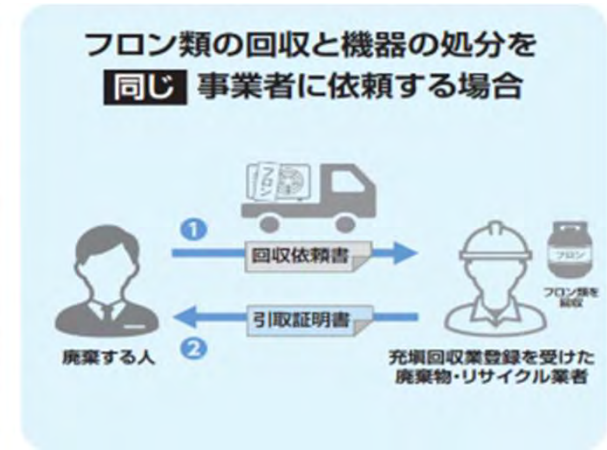
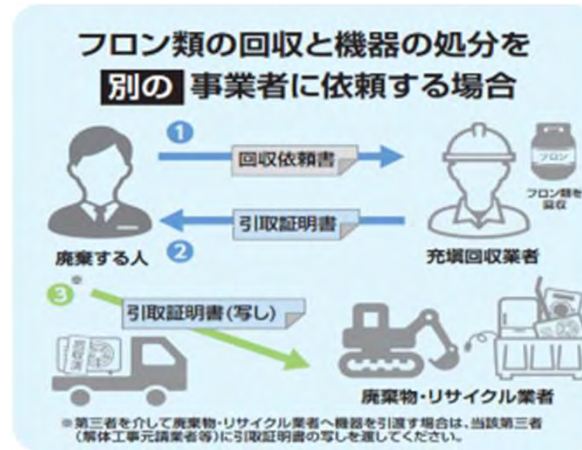


（一財）日本冷媒・環境保全機構

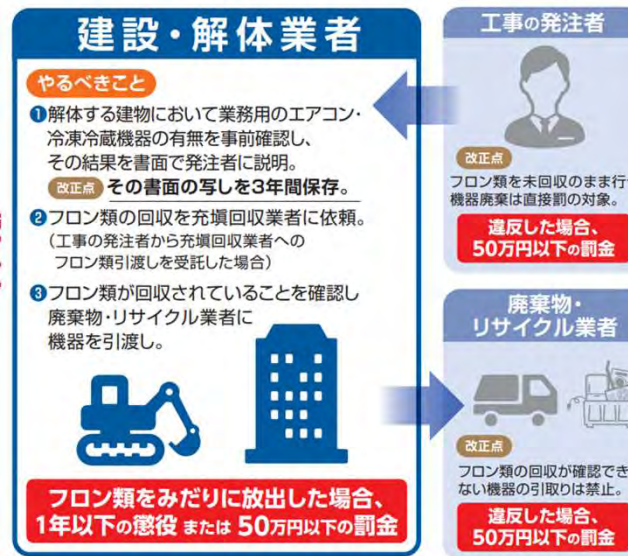
http://www.jreco.or.jp/data/guidance28_5.mp4

機器の廃棄時の取組

・機器廃棄時
 廃棄物・リサイクル業者に
 機器を引渡す際には、**引取
 証明書**の写しを作成し、**機
 器と一緒に渡す。**



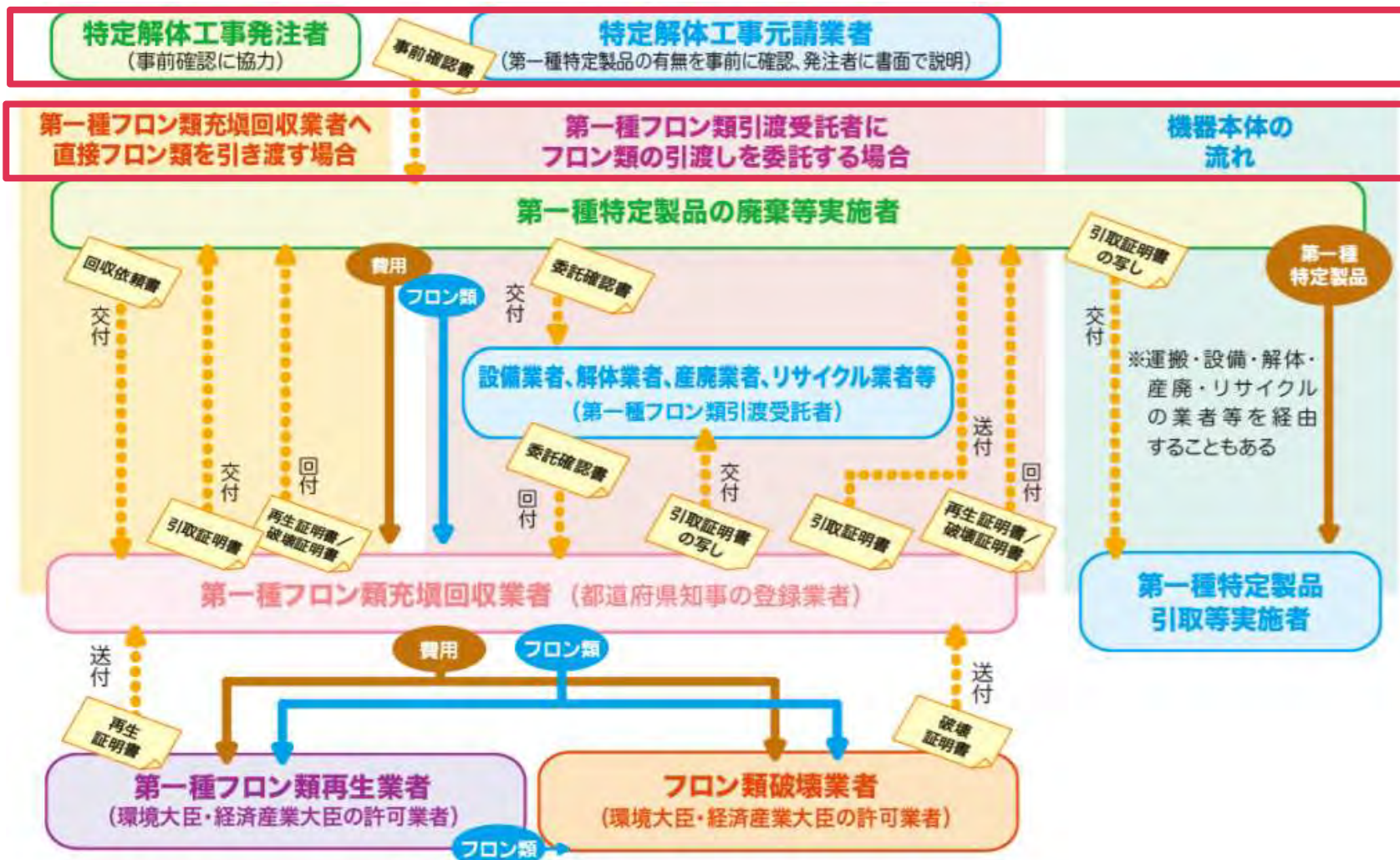
・建物解体時の機器廃棄時
 解体工事の場合には、元請業者
 から事前説明された**対象機器設
 置有無の確認書面を3年間保存**



出典: 経済産業省
 フロン排出抑制法リーフレット

廃棄時等のフロン類の流れ

解体
工事



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

〔出典〕 フロン排出抑制法説明会資料 (環境省)

- ✓ 点検対象機器の把握漏れ
…特にウォータークーラー
- ✓ 現在使用していない機器の点検漏れ
…フロンが入っていれば点検が必要です！
- ✓ 点検した結果の記録をしていない



冷凍設備・医療用ガス・試験研究設備等(該当法令:高圧
ガス保安法)

「冷凍設備」を保有している場合、高圧ガス保安法の対象になる場合があります。

施設の種類	規制対象規模
冷凍機	冷凍能力が3t以上のうち 高圧ガスを使用しているもの

▶ 高圧ガスの定義

①圧縮ガス

- 1) 常用の温度で1MPa以上であって、現に圧力が1MPa以上であるもの
- 2) 35℃で圧力1MPa以上となるもの

②圧縮アセチレン

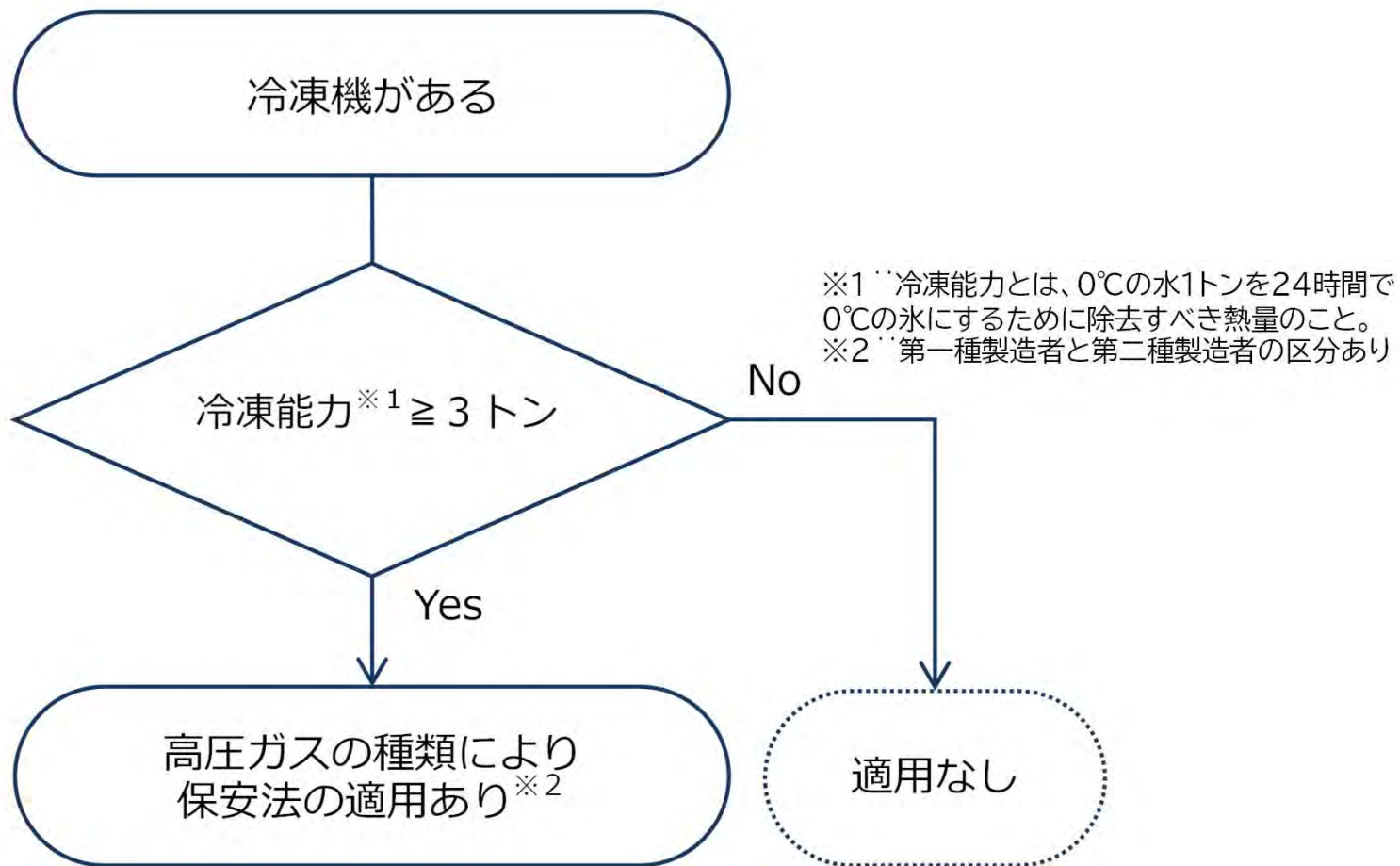
- 1) 常用の温度で0.2MPa以上であって、現に圧力が0.2MPa以上であるもの
- 2) 35℃で圧力0.2MPa以上となるもの

③液化ガス

- 1) 常用の温度で0.2MPa以上であって、現に圧力が0.2MPa以上であるもの
- 2) 35℃で圧力1MPaとなるもの

④その他

- 35℃で圧力 0MPa を超える液化ガスで次のもの
液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン



高圧ガス製造者の区分(冷凍)

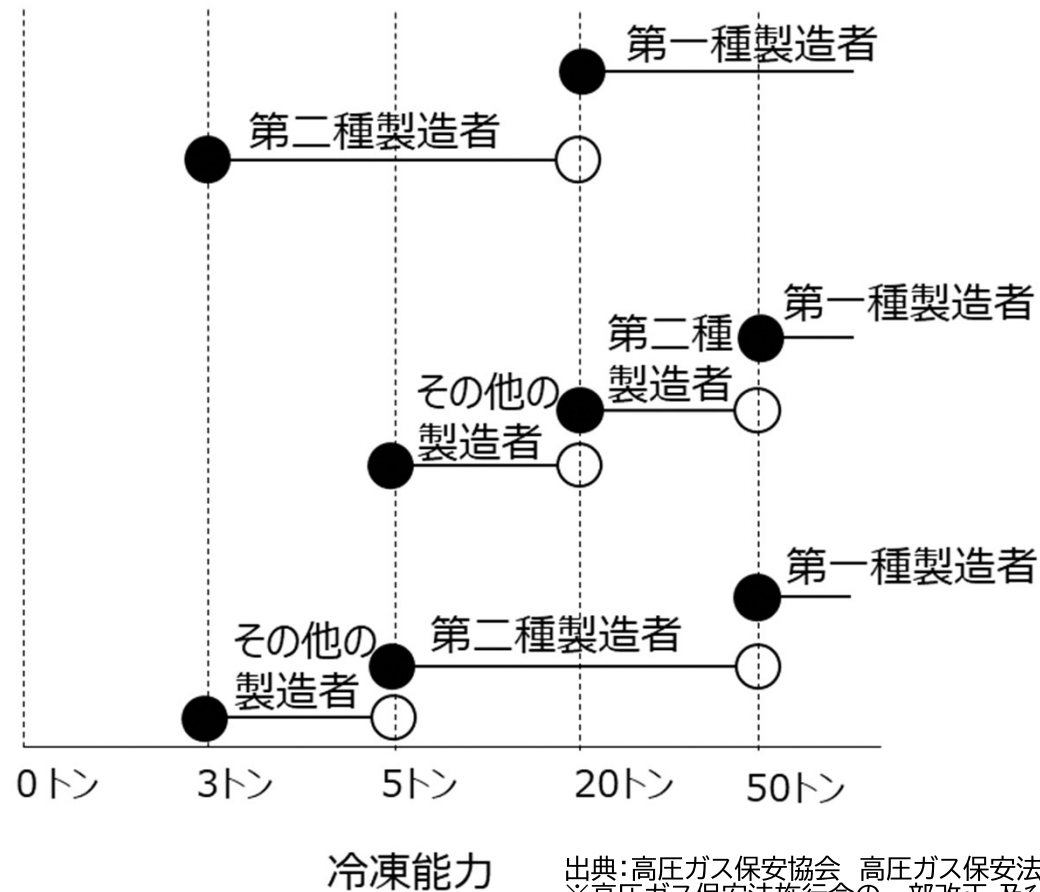
- ・第一種製造者 製造しようとする者が、事業所ごとに都道府県知事の許可を受けた者
- ・第二種製造者 製造しようとする者が、事業所ごとに都道府県知事への届出を行う者
- ・その他の製造者 許可・届出は必要ないが、漏えい等が発生したときは、**事故届**が必要

第一種ガス※、フルオロカーボン及びアンモニア以外が冷媒の場合

第一種ガス※が冷媒の場合

不活性でないフルオロカーボン及びアンモニアが冷媒の場合

●はその数値を含む
○はその数値を含まない



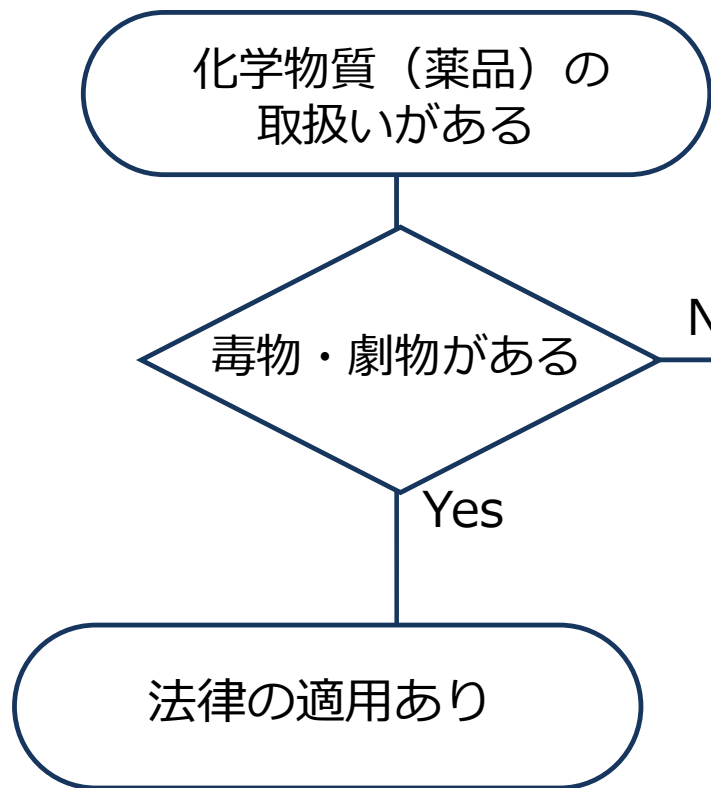
出典:高圧ガス保安協会 高圧ガス保安法の基礎シリーズ
※高圧ガス保安法施行令の一部改正 及び 冷凍保安規則等
の一部改正(令和3年10月27日施行)により一部修正

毒物・劇物(毒物及び劇物取締法(毒劇法))

指定された毒物・劇物(医薬品・医薬部外品以外)を業務上取り扱う際に適用される。

▶ 毒物・劇物の種類(抜粋)

区分	化合物
毒物 (法第2条別表第1に掲げるもの)	黄リン、水銀、ヒ素 など
劇物 (法第2条別表第2に掲げるもの)	塩化水素、アンモニア、過酸化水素、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸、よう素、硝酸、ナトリウム など



薬品容器(例)



薬品保管庫(例)

- ▶ 保管場所及び容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示※表示例は次ページ参照
- ▶ 盗難・紛失の防止措置(施錠、管理簿)
- ▶ 盗難・紛失時の警察署への届出
- ▶ 運搬中又は施設外への漏洩・流出等の防止措置
- ▶ 漏洩・流出等時の保健所、警察署又は消防機関への届出(多数の者に危害が及ぶ場合)
- ▶ 飲食物容器の使用禁止
- ▶ 廃棄基準の遵守

厚生労働省 医薬・生活衛生局化学物質安全対策室(毒物及び劇物取締法の規制の概要)
<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/gaiyou/kisei/zyoubun/kizyun/haikikizyun.html>

医薬用外毒物

医薬用外劇物

※「医薬用外毒物」は赤地に白字、
「医薬用外劇物」は白地に赤字の表示。



危険物(該当法令:消防法・火災予防条例)

危険物を一定量以上保管する場合に適用されます。

▶ 消防法

指定数量以上

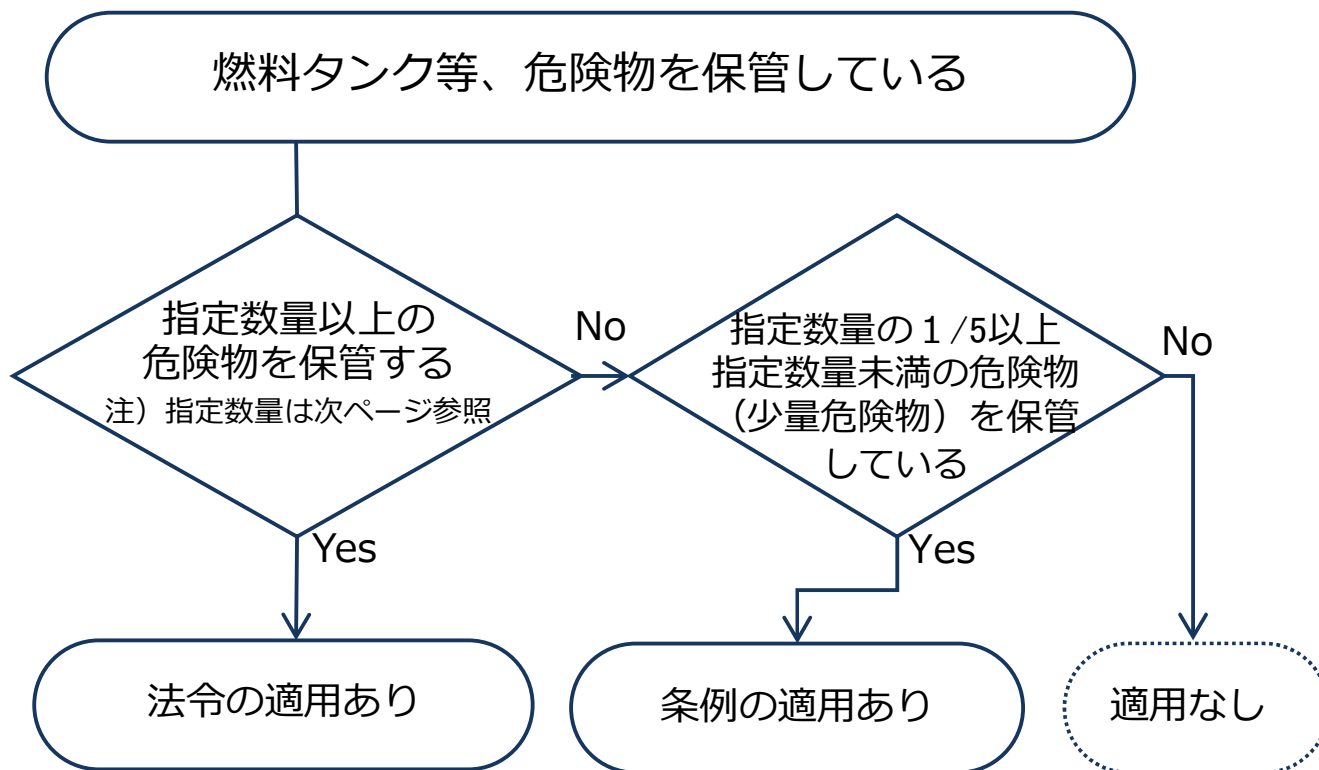
▶ 火災予防条例

指定数量の1/5以上かつ指定数量未滿(少量危険物)

【危険物の分類と指定数量(抜粋)】

区分	指定数量(上段) 少量危険物量(下段)	主な 対象物質
第1石油類 (非水溶性液体)	200ℓ以上	ガソリン・トルエン・ベンゼン など
	40ℓ以上200ℓ未滿	
第2石油類 (非水溶性液体)	1,000ℓ以上	灯油・軽油 など
	200ℓ以上1,000ℓ未滿	
第3石油類 (非水溶性液体)	2,000ℓ以上	重油・クレオソート油 など
	400ℓ以上2,000ℓ未滿	
第4石油類	6,000ℓ以上	ギヤー油・潤滑油 など
	1,200ℓ以上6,000ℓ未滿	
第4類 アルコール類	400ℓ以上	メチルアルコール、エチルアルコール など
	80ℓ以上400ℓ未滿	

※消毒用アルコールは、アルコールの濃度が60%以上(重量%)の製品が危険物に該当



屋外タンク(例)



地下タンク地上部(例)

危険物貯蔵所設置(変更)許可等

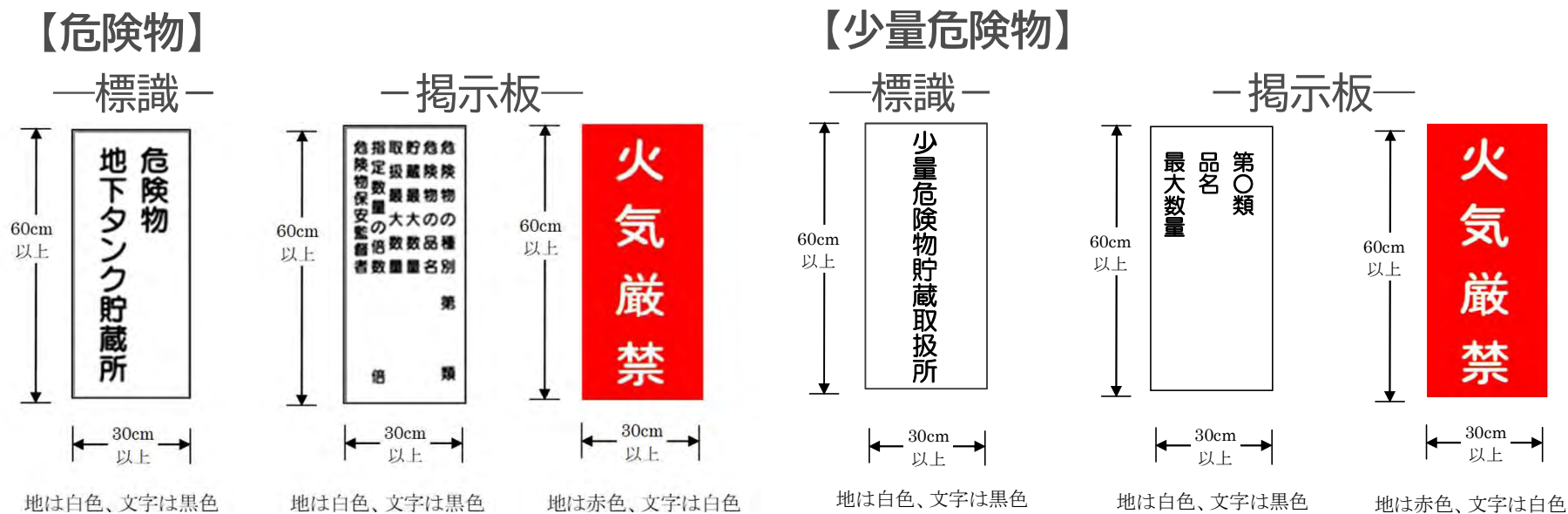
危険物を貯蔵する燃料タンクを設置(又は構造変更)する場合は消防本部及び消防署を置く市町村の場合は市町村長、それ以外の場合は、都道府県知事へ申請し、許可を受ける。

少量危険物貯蔵取扱所設置届等

少量危険物を貯蔵する燃料タンクを設置(又は構造変更)する場合は10日前までに所管の消防署へ届け出る。

技術基準の順守(抜粋)

- ・見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。



技術基準の順守(つづき)

【危険物】(地下タンク貯蔵所の例(抜粋))

- ・周囲には、危険物の漏れを検知するための漏えい検査管等を設ける。
- ・液体の危険物タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設ける。
- ・地下貯蔵タンクの外面は保護する。

【少量危険物】(抜粋)

- ・排水溝、さく等で境界を明示すること。(屋外の場合)
- ・床は危険物が浸透しない構造とし、ためます等を設けること。(屋内の場合)
- ・タンク室以外で保管する場合、危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための有効な措置を講ずること。(屋内の場合)
- ・屋外貯蔵タンクには、防油堤(タンク容量の110%以上)を設置すること。

危険物保安監督者の届出

危険物取扱者(甲種又は乙種)で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者を危険物保安監督者として定め、市町村長等に届け出る。

定期点検及び記録

定期的に施設を点検し、その記録を作成し保存する。

(※施設区分により異なるが、地下タンク貯蔵所はすべてに適用)

廃棄物(該当法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃棄物処理法))

知らなかったから書類送検！？自治体の廃棄物処理法違反事案

産業廃棄物の処分を無許可の業者に委託していたとして、

東京都内の区と区職員24人が廃棄物処理法違反容疑で書類送致

(令和2年2月21日発表)。

【主な原因】

・**廃棄物処理に関する職員の認識不足**

・組織としてのチェック機能の不足

違法だとは思
わなかった…

法律を知ら
なかった…



法人



行政処分を受け事業活動
に大きな支障が出たり、**社
会的信用を大きく失うこと
になる**

担当者



内容によっては**法的処分(罰金、懲役等)**や組織内処
分が科される

廃棄物処理法の罰則の例

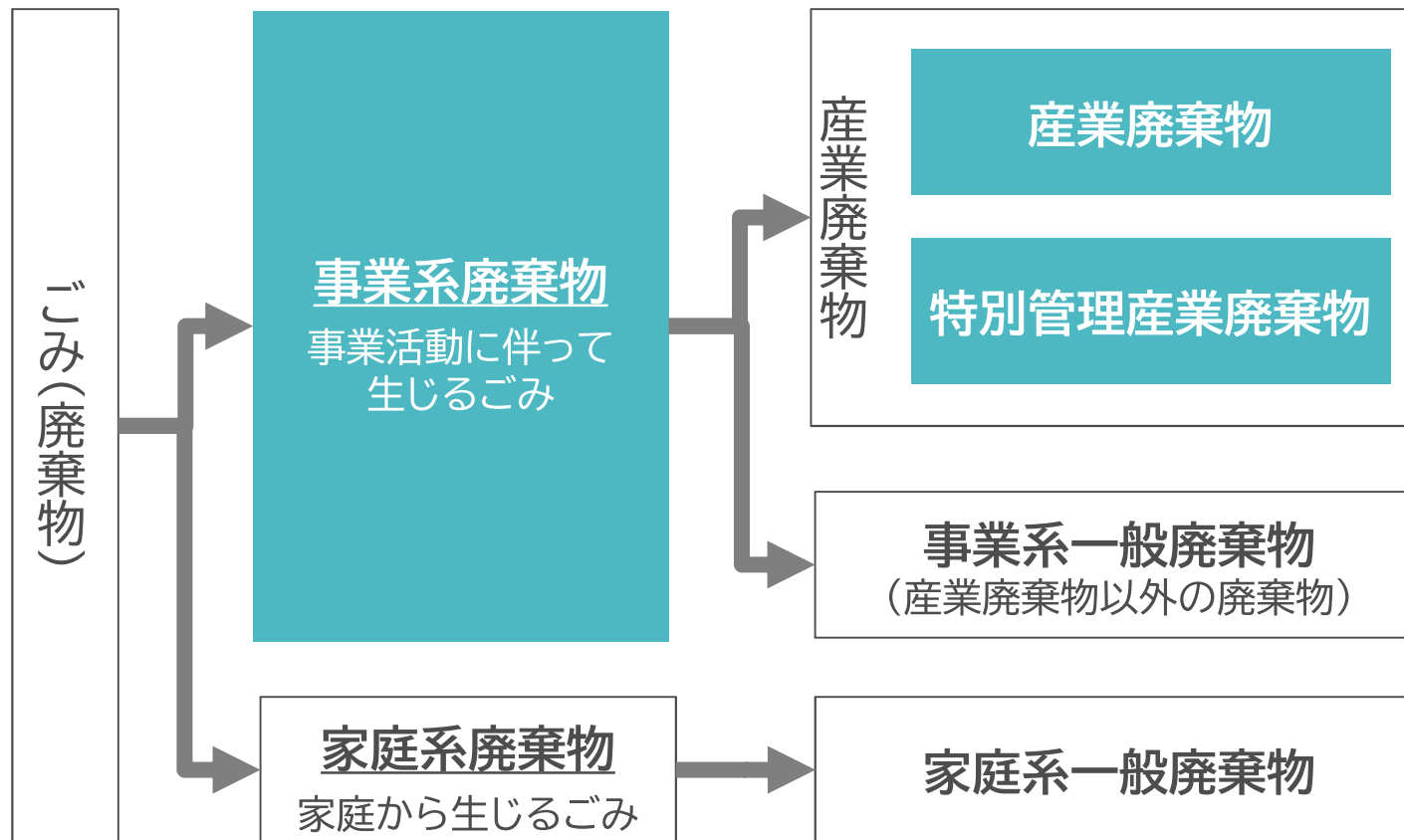
違法行為	行為者(個人)		法人
	懲役	罰金	罰金
不法投棄を行った場合	5年以下	1千万円以下	3億円以下
無許可の処理業者に委託した場合	5年以下	1千万円以下	1千万円以下
マニフェストを交付しない場合	1年以下	100万円以下	100万円以下
産業廃棄物処理委託契約書を作成しなかった場合	3年以下	300万円以下	300万円以下

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない

- ① 廃棄物を出した事業者(排出事業者)が
自ら処理をする
- ② 廃棄物処理の許可を持った事業者
(廃棄物処理業者)に処理を委託する

どちらの場合でも、

自らの責任において適正に処理を行う



産業廃棄物				特別管理産業廃棄物	
1	燃え殻	11	がれき類	1	廃油(引火性廃油)
2	汚泥	12	ばいじん	2	廃酸(廃強酸)
3	廃油	13	木くず	3	廃アルカリ(廃強アルカリ)
4	廃酸	14	紙くず	4	感染性廃棄物
5	廃アルカリ	15	繊維くず	5	特定有害産業廃棄物 廃PCB等、PCB汚染物、 PCB処理物、廃水銀等及び その他の処理物*、廃石綿 等*、有害産業廃棄物* *：排出元の施設限定あり
6	廃プラスチック類	16	植物性残さ		
7	ゴムくず	17	動物系固形不要物		
8	金属くず	18	動物の糞尿		
9	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	19	動物の死体		
10	鋳さい	20	産業廃棄物を処分するために処理したもので1~19に該当しないもの		

…業種限定のある産業廃棄物

汚泥	排水処理設備や厨房グリストラップの沈殿物
廃油	調理場からの廃油、機械点検時の廃油
廃酸・廃アルカリ	廃薬品
廃プラスチック	発泡スチロール・PPバンド・ラップ、廃タイヤ、CD類、ケース類、ボールペン、ペットボトル
金属くず	飲料缶、菓子缶、クリップ、カッター刃、スチール製事務用品(机、ロッカー、キャビネット等)、自転車(タイヤ・サドルを除く)、コンロ・レンジ、乾電池(汚泥と複合の廃棄物)
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	飲料びん、電球、食器類、窓ガラス、薬品容器・試験管、蛍光管(水銀も含む)

■ 蛍光灯ランプ、HIDランプ、放電ランプ



(出典)(一社)日本照明工業会
「事業者向け水銀使用ランプの分別・
回収及び排出について」
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm>

■ 気圧計、湿度計、温度計、水銀体温計、水銀式血圧計等



■ 水銀電池、空気亜鉛電池



(写真出典) 環境省

① 産業廃棄物の保管

保管基準の順守

委託業者の現地確認(努力義務)

② 収集・運搬及び処分 の委託契約

委託基準の順守

(許可業者への委託、
書面による委託契約の締結 等)

③ 廃棄物引き渡し

マニフェストの記載・交付

④ 適正処理の管理

マニフェストの管理

⑤ 知事への報告

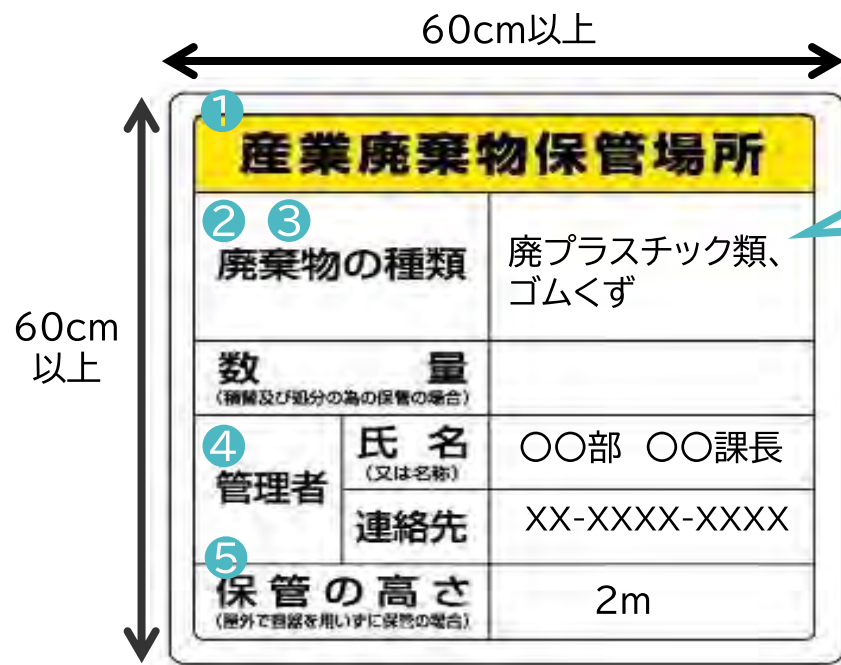
マニフェスト交付等状況報告
(期日:6月末)

① 保管基準

- ・保管場所の周囲に囲いを設け、**掲示板を設置**する ※下図参照
- ・産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透防止、悪臭や害虫等の発生防止措置

【水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯など)の場合】

- ・他の廃棄物と混合しないために仕切りを設ける
- ・破損、水銀の流出を防止する

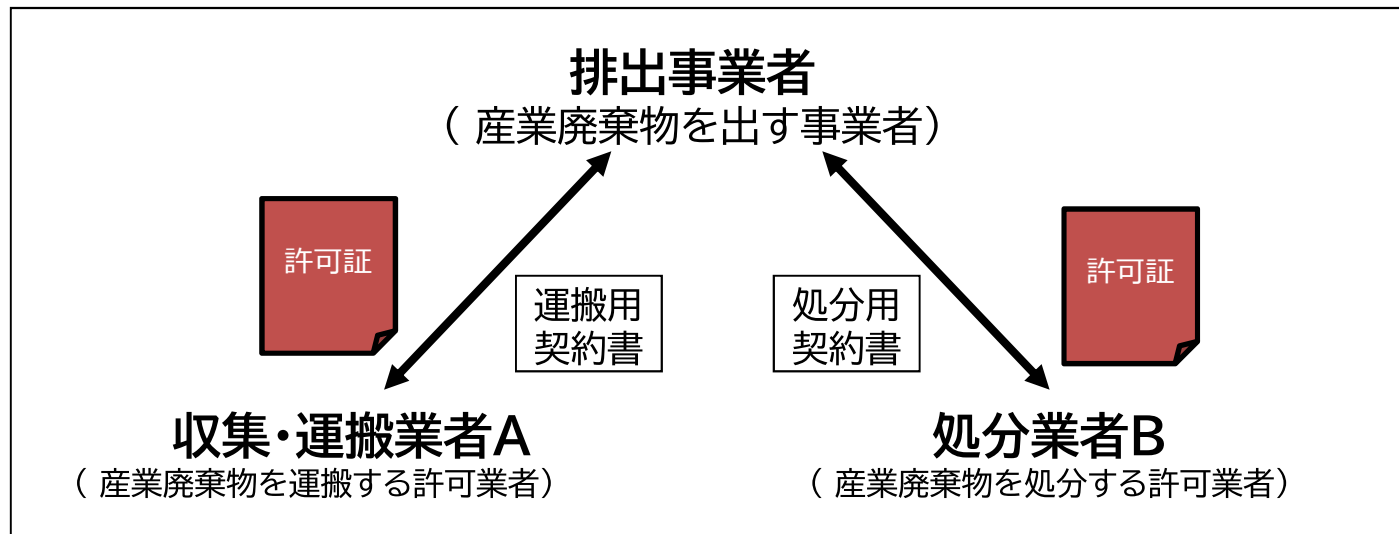


水銀を含む蛍光灯を保管する場合は「**金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物)**」と記載が必要です。

- ① 産業廃棄物の保管の場所である旨
- ② 保管する産業廃棄物の種類
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の場合はその旨
- ④ 保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先
- ⑤ (屋外で産業廃棄物を容器を用いずに山積み保管する場合) 最大保管高さ

② 委託基準

- 産業廃棄物処理業の許可業者に委託
- **許可の範囲(品目・地域等)内**で委託
- 処理の状況を確認する(現地確認等)
- **契約書を作成し収集・運搬業者、処分業者と契約締結**する
- 契約書には許可証を添付する(許可の**有効期限**に注意)
- 契約書は契約終了の日から**5年間保存**する



② 委託基準(許可証の確認ポイント)

様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 第 0000000000 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号

氏名 ○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた

○○○知事

許可の年月日 平成○○年○○月○○日

許可の有効期限 令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲

- (1) 業の区分
収集運搬業(積替・保管を除く。)
- (2) 産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成○○年○○月○○日 新規許可
平成○○年○○月○○日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

許可の年月日

平成○○年○○月○○日

許可の有効期限

令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集運搬業(積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず

② 委託基準(契約書の法定記載事項)

必要な状況		委託の種類への対応	
		収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類		●	●
委託する産業廃棄物の数量		●	●
運搬の最終目的地		●	
処分又は再生の場所の所在地			●
処分又は再生の方法			●
処分又は再生の施設の処理能力			●
最終処分の場所の所在地			●
最終処分の方法			●
最終処分施設の処理能力			●
委託契約の有効期間		●	●
委託者が受託者に支払う料金		●	●
産業廃棄物許可業者の事業の範囲		●	●
収集・運搬又は保管	積替え保管場所の所在地	●	
	積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限	●	
	安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	●	
委託者に必要なら適正	産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	●	●
	通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	●	●
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	●	●
	JIS C 0950に規定する含有マークの表示に関する事項	●	●
	石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	●	●
その他、取り扱う際に注意すべき事項		●	●
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項		●	●
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項		●	●
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い		●	●

委託業者の現地確認(努力義務)

産業廃棄物の処分を委託する場合は、事前に委託先の処分業者が、適正に処理できる能力を有するかどうかを確認する。

- ① 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地で確認
- ② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認

【現地確認チェック事項（例）】

- 許可の内容と事業者の実態は一致しているか
- 契約書やマニフェストは適切に保管されているか
- 委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か
- 処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか
- 受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか
- 処理施設の周辺環境に配慮をしているか

③ 廃棄物の引き渡し

記載内容

法定記載事項を満たすこと

交付時

記載内容と、契約内容や引き渡す廃棄物の情報に相違がないことを確認の上、交付する

マニフェストを渡した日 通し番号など(任意) 実際に引き渡した人

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

交付年月日	平成 30年 6月 1日	交付番号	12345678901	排出事業場	000Z	受け手	神奈川 江子
第一排出事業者	氏名又は名称	神奈川県庁			第一受け手事業者	名称	●●センター
	住所	〒111-XXXX 神奈川県横浜市中央区日本大通1				所在地	〒XXX-XXXX 神奈川県●●市●●●●
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 1400 紙くず <input type="checkbox"/> 1500 繊維 <input type="checkbox"/> 1600 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1700 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1800 紙くず <input type="checkbox"/> 1900 木くず <input type="checkbox"/> 2000 繊維くず <input type="checkbox"/> 2100 動物性残骸等 <input type="checkbox"/> 2200 植物性残骸等		<input type="checkbox"/> 1000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 1100 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1200 廃酸 <input type="checkbox"/> 1300 廃鹼(有害) <input type="checkbox"/> 1400 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1500 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 1600 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1700 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1800 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1900 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 2000 廃油(有害)		数量(及び単位)	単位	備考
					1缶	ドラム缶	「ポリ容器」「バラ」等
中間処理事業者	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 1400 紙くず <input type="checkbox"/> 1500 繊維 <input type="checkbox"/> 1600 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1700 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1800 紙くず <input type="checkbox"/> 1900 木くず <input type="checkbox"/> 2000 繊維くず <input type="checkbox"/> 2100 動物性残骸等 <input type="checkbox"/> 2200 植物性残骸等		<input type="checkbox"/> 1000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 1100 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1200 廃酸 <input type="checkbox"/> 1300 廃鹼(有害) <input type="checkbox"/> 1400 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1500 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 1600 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1700 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1800 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1900 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 2000 廃油(有害)		数量(及び単位)	単位	備考
					1缶	ドラム缶	「ポリ容器」「バラ」等
最終処分業者	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 1400 紙くず <input type="checkbox"/> 1500 繊維 <input type="checkbox"/> 1600 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1700 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1800 紙くず <input type="checkbox"/> 1900 木くず <input type="checkbox"/> 2000 繊維くず <input type="checkbox"/> 2100 動物性残骸等 <input type="checkbox"/> 2200 植物性残骸等		<input type="checkbox"/> 1000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 1100 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1200 廃酸 <input type="checkbox"/> 1300 廃鹼(有害) <input type="checkbox"/> 1400 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1500 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 1600 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1700 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1800 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 1900 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 2000 廃油(有害)		数量(及び単位)	単位	備考
					1缶	ドラム缶	「ポリ容器」「バラ」等

委託する廃棄物にチェック
(原則1缶票につき1種類、分注できない場合は複数の場合もあり)

通常はこちらにチェック

該当するものがある場合はチェック
 水陸使用製品産業廃棄物
 水陸含有ばいじん等
 石含有産業廃棄物
 特定産業廃棄物

重量または容量(概算でも可)

破砕

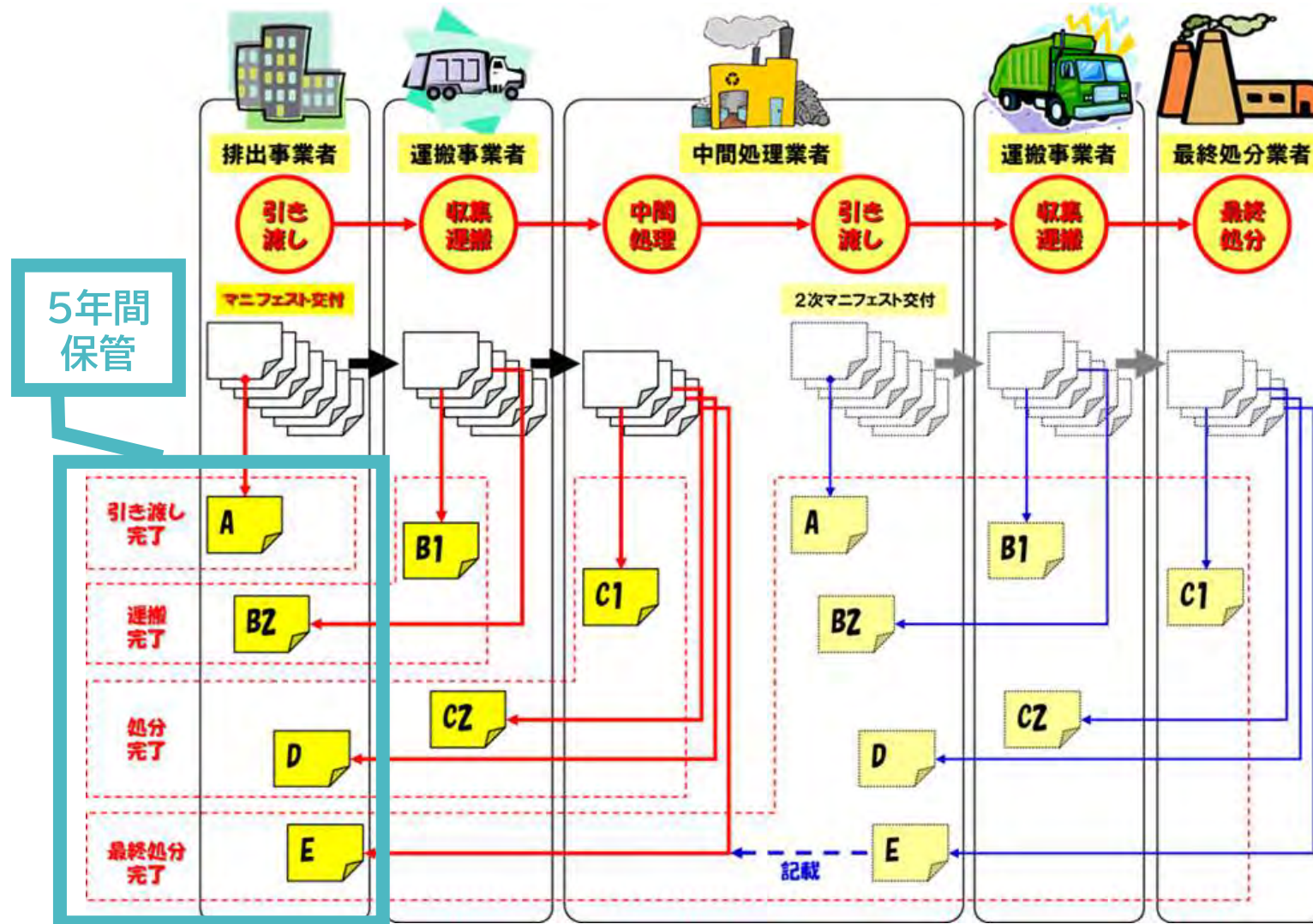
運搬先	名称	名称	名称
受託者	氏名又は名称	株式会社 千葉工場	株式会社 千葉工場
	住所	〒111-XXXX 神奈川県△△市××1234	〒111-XXXX 千葉県□□市▲▲987
処分業者	氏名又は名称	□□リサイクル社	□□リサイクル社
	住所	〒111-XXXX 神奈川県□□市××町1-1	〒111-XXXX 神奈川県□□市××町1-1

引き渡した相手(収集運搬業者の運転手等)が記入・押印

B2、D、E票を受領した日付を記入(任意)

種類	数量(及び単位)
B票	平成 30年 6月 15日
D票	平成 30年 6月 20日
E票	平成 30年 6月 30日

④ 適正処理の管理



④ 適正処理の管理

- 委託処理業者から返送されたマニフェストの写し(B2、D、E票)により、処理の終了を確認する。
- 法定期限内にマニフェストの返送がない場合は、適切な措置を講じ「措置内容報告書」を提出する。

マニフェストの法定受領期間

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票 D票	交付の日から 90日以内	交付の日から 60日以内
E票	交付の日から 180日以内	

上記期間内に受領できない場合(処理困難な場合を含む)

- 処理状況の確認(委託業者に対する催促、確認など)
- 必要な措置の実施(実地確認、適正処理、契約解除など)
- 知事に報告(法定期限後30日以内)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告

【対象者】 前年度(4月1日～3月31日)に
マニフェストを交付した事業者

※電子マニフェストは対象外

【報告内容】 前年度1年間における産業廃棄物の種類、
排出量、マニフェスト交付数 等

※指定の報告様式にて提出

【提出期限】 毎年6月30日まで

【提出先】 事業所の所在地を管轄する地域県
政総合センター

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市内の事業所はそれぞれの市)

神奈川県HP「産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/index.html>

- ✓ **産業廃棄物保管場所の掲示板の不備**
掲示板が設置されていない・掲示板のサイズが小さい
掲示板に記載されている産業廃棄物の種類と実際に
保管している産業廃棄物との整合が取れていない 等
- ✓ **産業廃棄物の処理委託に係る委託契約書の不備**
法定記載事項の一部が記載されていない 等
- ✓ **マニフェストの記載・管理の不備**
法定記載事項の一部が記載されていない
各票の返却日を管理していない 等
- ✓ **マニフェスト交付等状況報告書の未提出**
知事等への提出期限：毎年6月30日まで

プラスチック製品(該当法令:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)

(プラスチック資源循環法)

近年のプラスチックごみ問題の対応のため2022年4月に施行されました。
 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

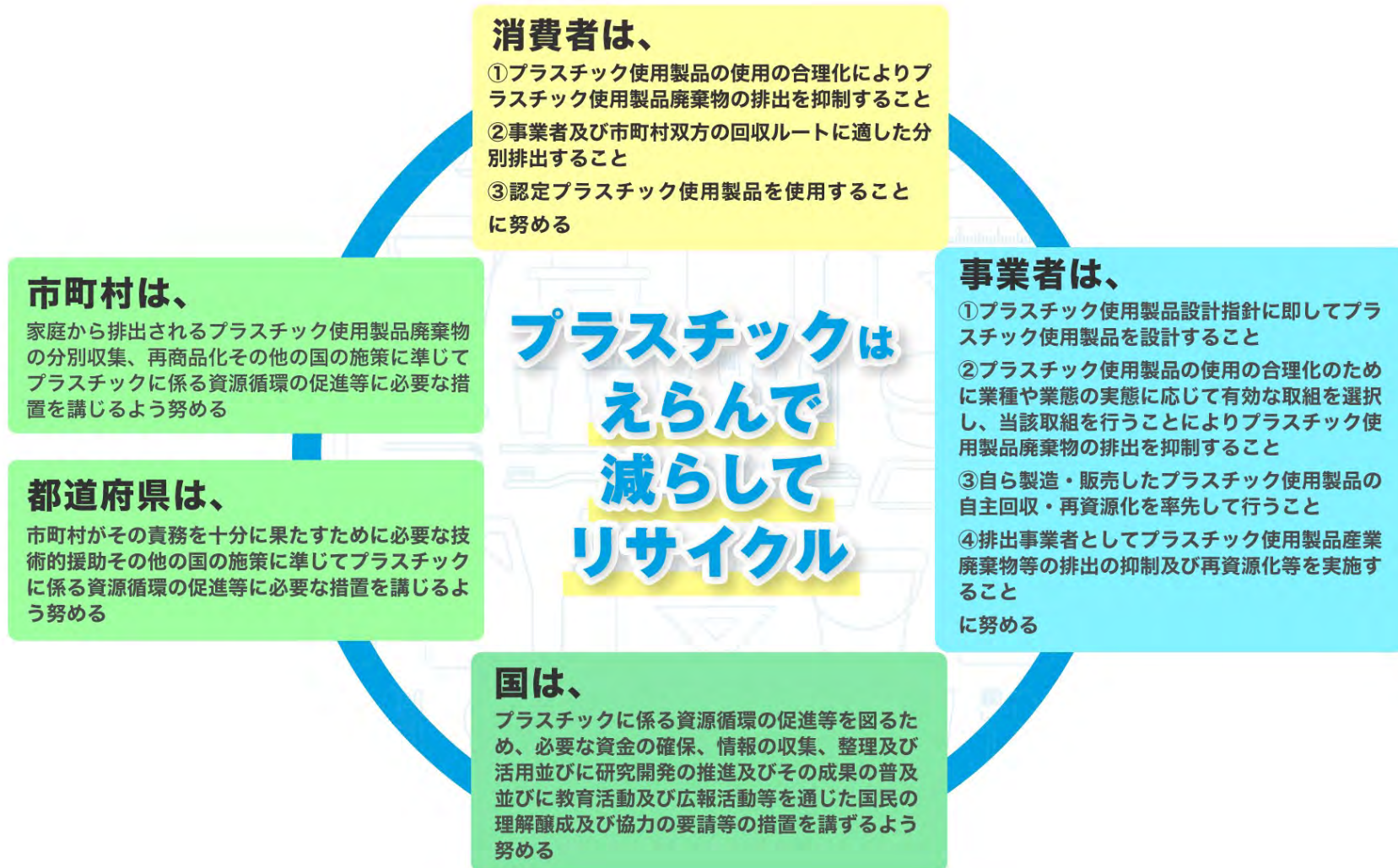
ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
排出・回収・リサイクル	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣) ^{※1}

※1 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

出典: 経済産業省 環境省 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律のパンフレット
<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf>

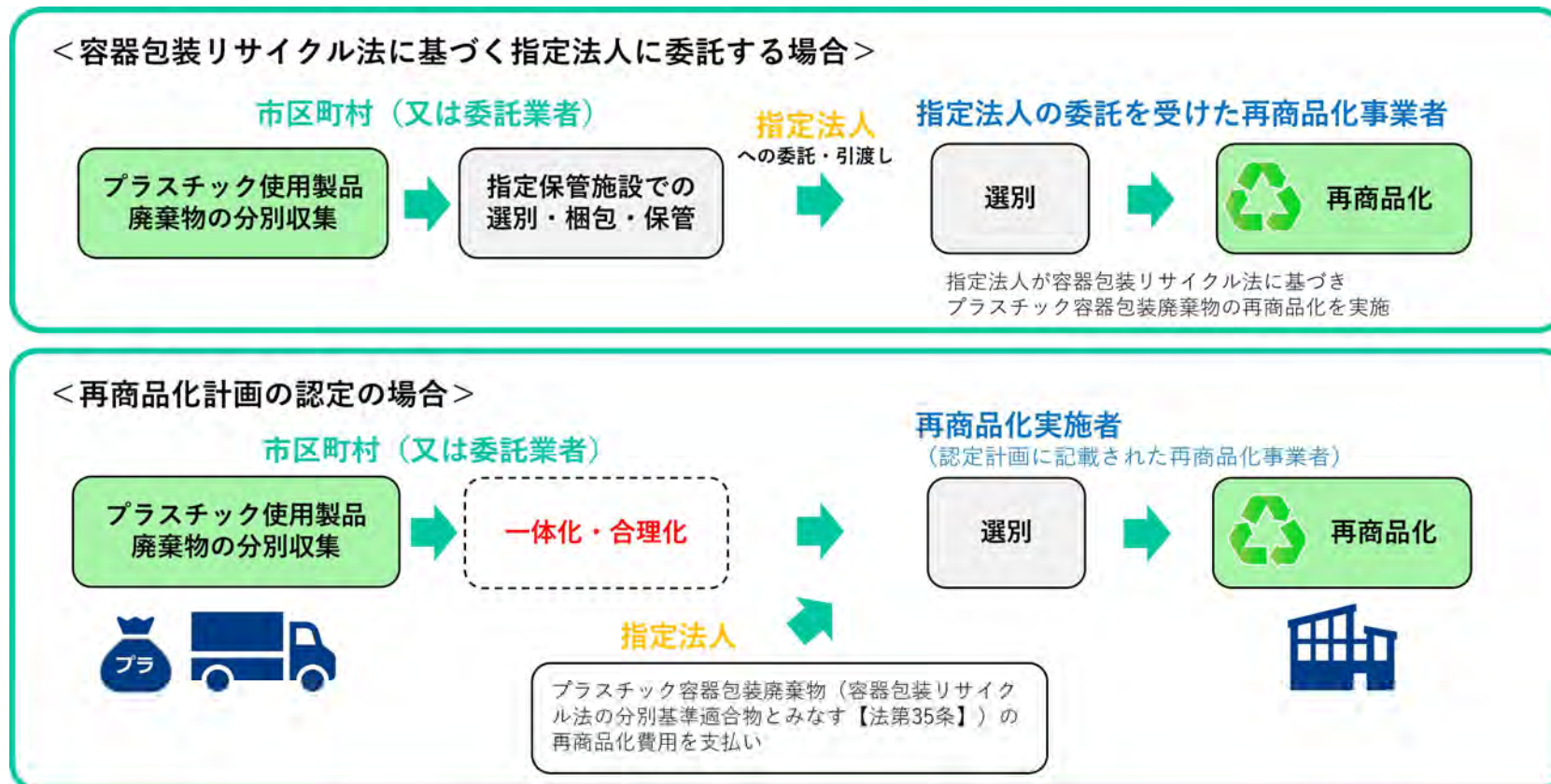
各関係主体の役割

プラスチックの資源循環に向けては、すべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要です。



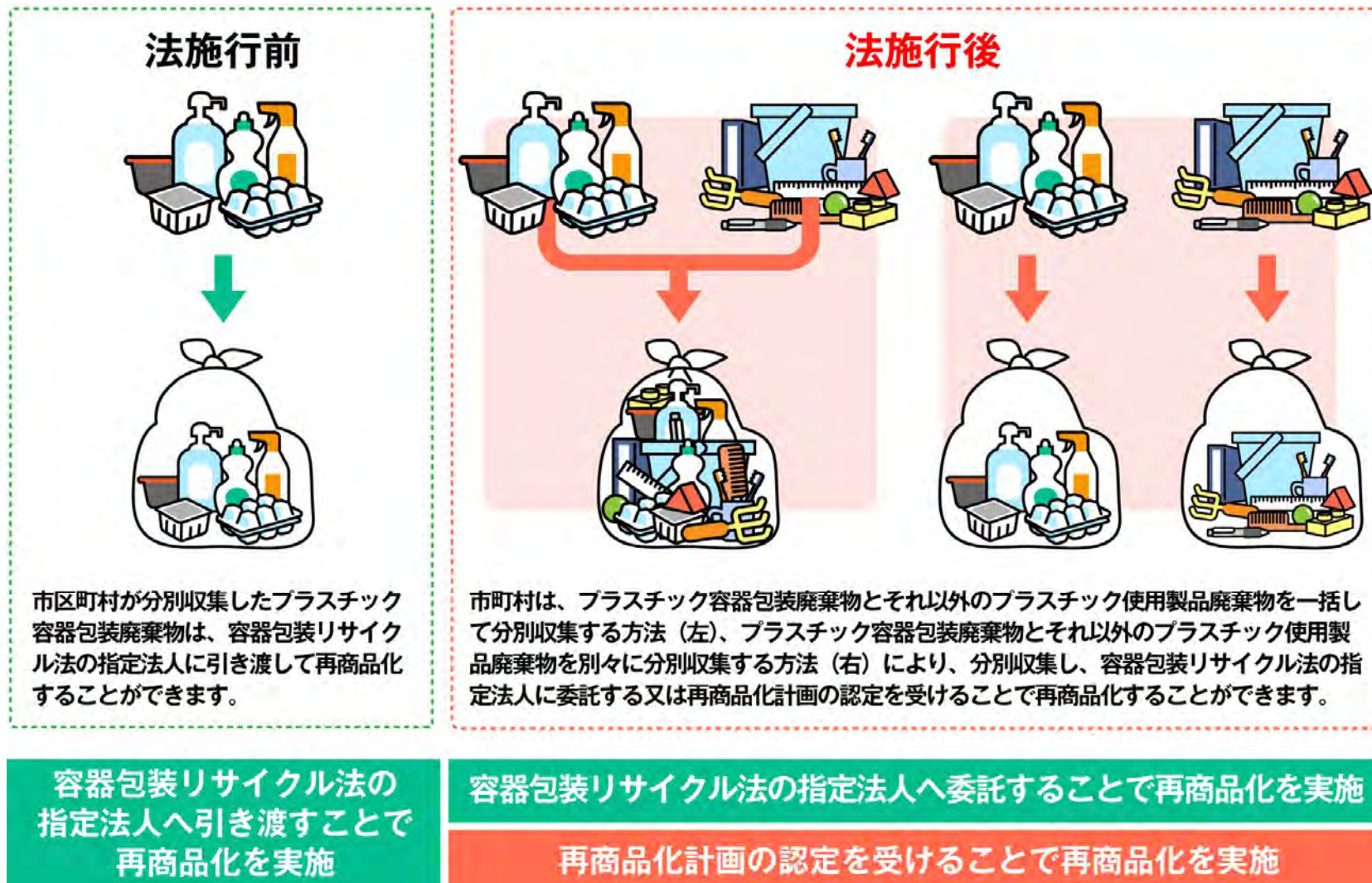
出典：環境省環境省「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

本制度により、市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の2つの方法で再商品化することが可能となります。



出典:環境省環境省「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

【参考】市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化



出典:環境省環境省「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

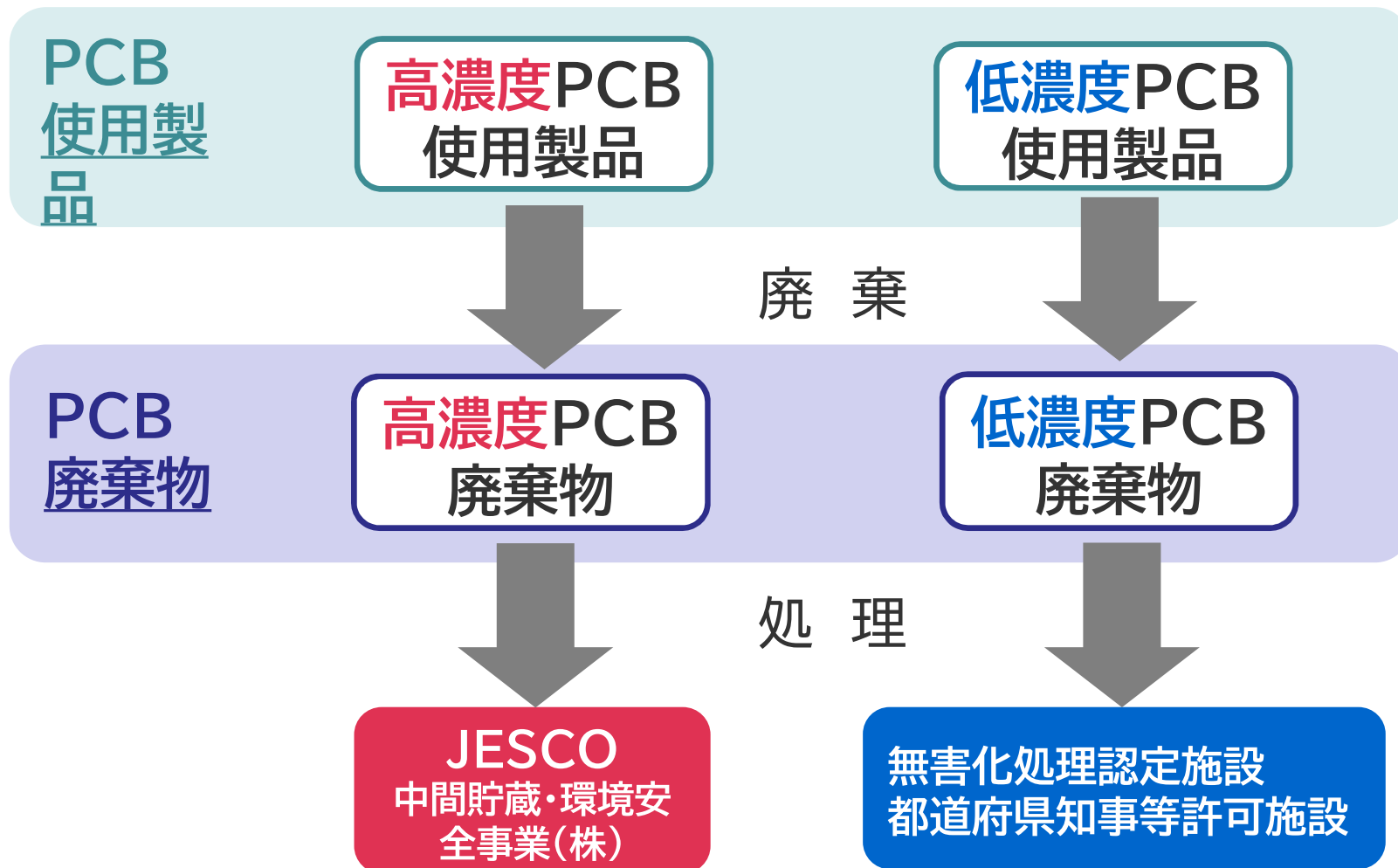
PCB廃棄物(変圧器、コンデンサー、安定器等)
(該当法令:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の
推進に関する特別措置法
(PCB特別措置法))

PCBとは？

- ▶ 「ポリ塩化ビフェニル化合物」の総称
- ▶ トランス(変圧器)、コンデンサー(蓄電器)、蛍光灯等の安定器の絶縁油など様々な用途に利用されていた
- ▶ 毒性が強く人体に悪影響を及ぼすことから、現在は、新たな製造が禁止されている

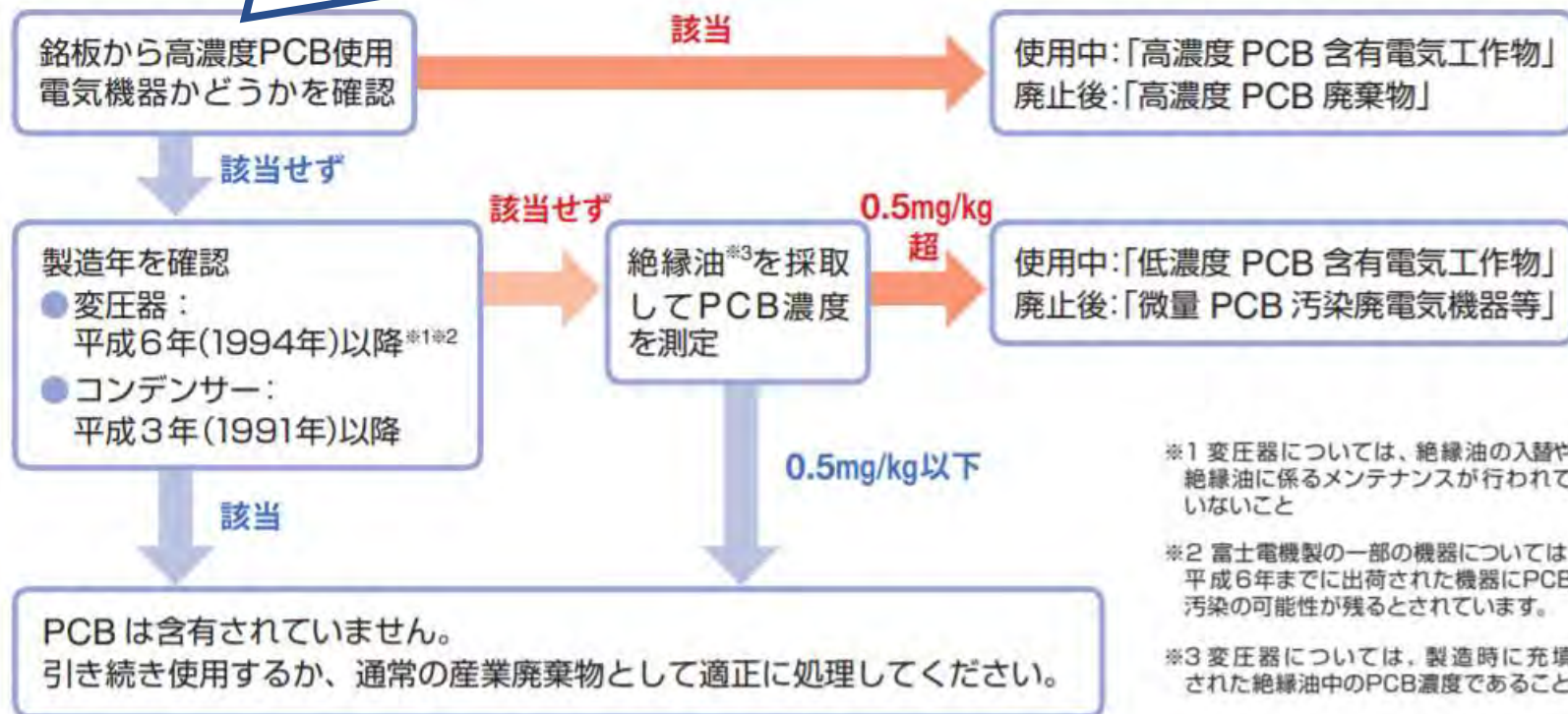


写真出典:環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」



PCB含有の確認方法①(トランス・コンデンサー等)

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html



出典:環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」

PCB含有の確認方法②(蛍光灯安定器)

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

銘板から PCB 使用安定器かどうかを確認

該当

使用中：
「高濃度 PCB 使用製品」
廃棄後：
「高濃度 PCB 廃棄物」

該当せず

PCB は含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎている照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処理してください。

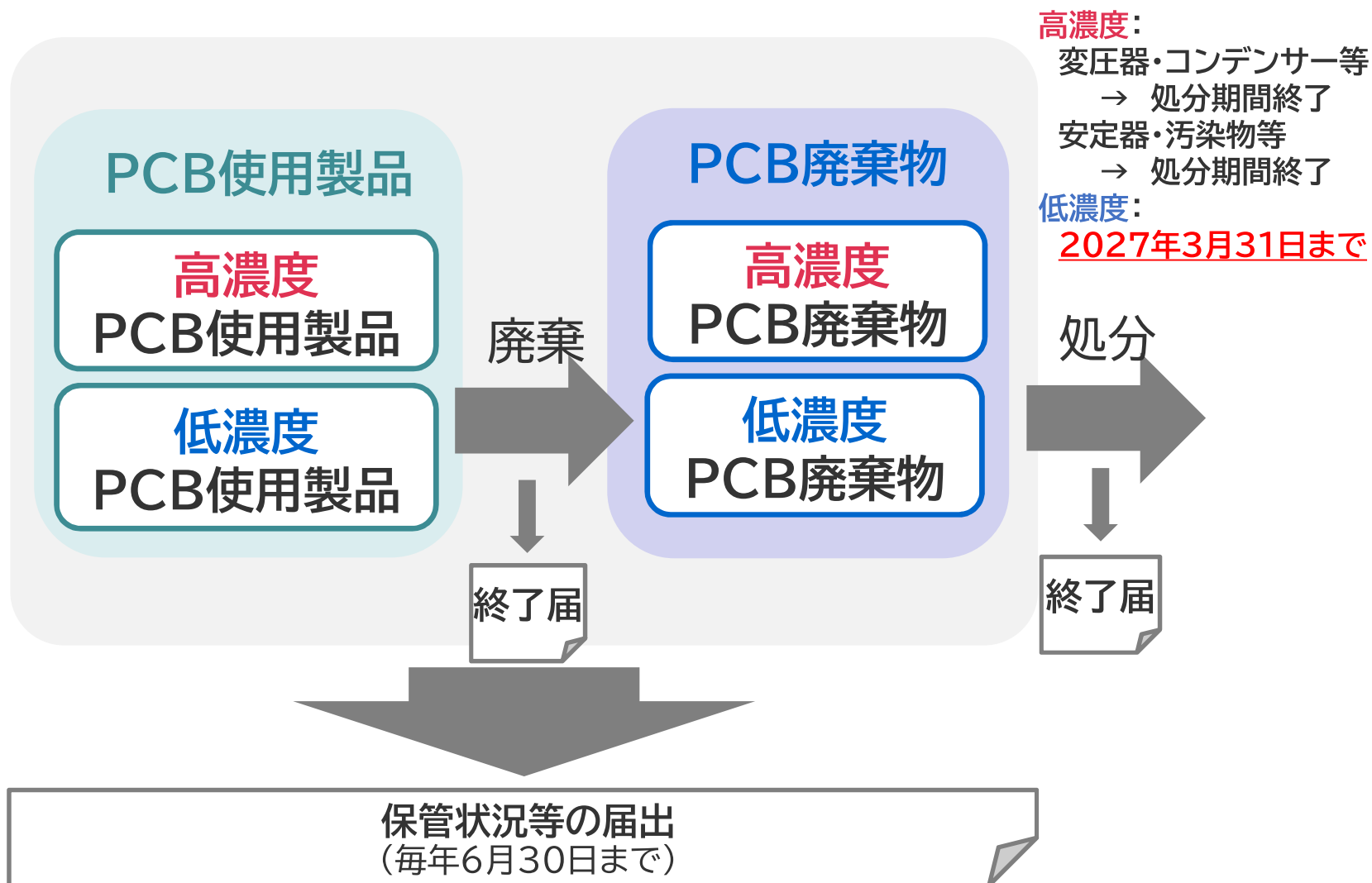
出典：環境省パンフレット 「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の期限内処理に向けて」

▶ 主な順守事項

- a. PCB廃棄物の期間内の処分
- b. PCB廃棄物の保管状況・PCB使用製品の廃棄見込みの届出
- c. PCB廃棄物の保管場所移動の原則禁止
- d. PCB廃棄物処分終了の届出、PCB使用製品の廃棄終了の届出

その他、廃棄物処理法上の順守事項

- ・保管基準の順守、委託基準の順守、マニフェスト管理、マニフェスト交付等状況報告
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置



※処分期間終了後に新規判明した場合は、直ちに資源循環推進課又は各地域県政総合センター(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市内の場合は各市)までご連絡ください。

特定家電(該当法令:家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法))

特定家電を含む産業廃棄物の処理の仕方(1)

● 特定家電とは

- ・家電リサイクル法により再商品化が義務付けられている製品
- ・対象機器は、家庭用として製造販売された、テレビ（ブラウン管、液晶とも）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

● 特定家電の処分方法

- ・買い替える場合：
新しい製品を購入する販売店などに引取りを依頼。
- ・廃棄のみで、購入先が現存している場合：
当該事業者引取りを依頼。
- ・廃棄のみで、購入先が不明または現存していない場合：
指定引取場所へ連絡し、自ら持ち込んで処分を依頼。

【参考】家電製品協会 家電リサイクル券センター <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

- ・上記いずれの場合も、リサイクル料の負担が必要。

特定家電を含む産業廃棄物の処理の仕方(2)

● 他の産業廃棄物と合わせた処分における注意点

処理費用の合理性を勘案し、産業廃棄物（収集・運搬）許可業者へ一括委託する場合の注意点は以下。

* 特定家電とその他産廃物を混在して収集・運搬しないこと。

* マニフェストは別に作成すること。

（特定家電は指定引取場所への運搬のみの依頼となる）

* 特定家電のリサイクル料は、郵便局またはゆうちょ銀行で事前に支払いを行い、当該リサイクル券を添えて許可業者に依頼すること。

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 演習問題

庁舎の主な設備と環境法令(再掲)

研修後、
自組織の該当有無を✓し、法
律名を記入してみましょう！

区分	設備及び業務等	該当の有無	環境法令
空調設備	ボイラー等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	()
	送風機・ 空気圧縮機等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	() ()
	業務用空調機・ 冷蔵機器・冷凍機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	()
高圧ガス設備	冷凍設備・ 医療用ガス・ 試験研究設備等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	()
保管・貯蔵設備	化学物質(薬品)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	()
	燃料の保管等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	()
			水質汚濁防止法
廃棄物関連	廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	()
	PCB使用機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	()

環境関連法令実務マニュアル(第1.7版)P3より